

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(I-1-2))

施策目標名	生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること(施策中目標 I-1-2)
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)生活困窮者の自立を適切に助長し、保護を適正に実施すること
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	生活保護法(昭和25年法律第144号)第1条において、この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすることが規定されています。 また、同法第23条において、厚生労働大臣等は、この法律の施行に関する事務について職員に監査を行わせなければならないことが規定されています。
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)地域福祉推進費 (目)セーフティネット支援対策等事業費補助金 (目)緊急雇用創出事業臨時特例交付金 (項)生活保護費 (目)生活保護指導監査委託費

施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	セーフティネット支援対策等事業費補助金							
	区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度要求額
	予算の 状況 (千円) ※金額は すべて内 数	当初予算(a)	18,000,000	19,500,000	21,000,000	24,000,000	20,000,000	
		補正予算(b)		31,300,000	111,353,880		25,676,553	
		繰越し等(c)						
		合計(a+b+c)	18,000,000	50,800,000	132,353,880	24,000,000	45,676,553	
	執行額(千円、d)		16,042,937	49,505,791	131,513,749	23,195,278		
	執行率(%、d/(a+b+c))		89.1%	97.5%	99.4%	96.6%		
	緊急雇用創出事業臨時特例交付金							
	区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)			0	0	0	
		補正予算(b)			70,000	60,000	0	
		繰越し等(c)					25,700	
		合計(a+b+c)			70,000	60,000	25,700	
	執行額(千円、d)				69,246	34,300		
執行率(%、d/(a+b+c))				98.9%	57.2%			
生活保護指導監査委託費								
区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度要求額	
予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	2,199,955	2,162,370	2,142,537	2,098,516	2,073,176		
	補正予算(b)			-49,739		-3,759		
	繰越し等(c)							
	合計(a+b+c)	2,199,955	2,162,370	2,092,798	2,098,516	2,069,417		
執行額(千円、d)		2,199,955	2,162,370	2,092,798	2,098,516			
執行率(%、d/(a+b+c))		100%	100%	100%	100%			

施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	「社会保障・税一体改革成案について」	平成23年7月1日閣議報告	○第2セーフティネットの構築 ・求職支援制度をはじめとした第2のセーフティネット施策の切れ目ない連携 ・生活保護受給者等に対する就労支援 ○生活保護の見直し ・稼働能力を有する生活保護受給者向け自立・就労支援メニューの充実と支援強化 ・子どもの貧困連鎖の防止 ・医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底 「別紙2 社会保障改革の具体策、工程及び費用試算 I~IV 以外の充実、重点化・効率化項目」から抜粋

測定指標	指標1 自立支援プログラムの各年度の参加者数(人)	基準値	実績値					目標値
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		—	75,391	101,232	129,138	174,314	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	指標2 自立支援プログラムにより就職・増収した者の数(人)	基準値	実績値					目標値
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		—	12,280	18,171	17,190	17,102	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
	指標3 住宅手当(平成21年10月から実施)受給中に常用就職した者の割合(%)	基準値	実績値					目標値
		平成17年度末時点	平成18年度末時点	平成19年度末時点	平成20年度末時点	平成21年度末時点	平成22年度末時点	平成23年度末
		—	—	—	—	7.8	30.0	前年度末以上
	年度ごとの目標値		前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上	前年度末以上

指標4 自立支援プログラムの策定数	基準値	実績値					目標値
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	—	2,119	2,869	3,605	3,787	集計中	前年度以上
年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上
指標5 指導監査の実施率(%)	基準値	実績値					目標値
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	—	100	100	99.9	99.9	100	前年度以上
年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上

参考資料の情報	
----------------	--

担当部局名	社会・援護局保護課	作成責任者名	保護課長 三石 博	報告書作成日	平成23年7月6日
-------	-----------	--------	-----------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅰ-2-2))

施策目標名	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営により、求職活動を容易にするための保障等を図ること							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)セーフティネットとして財政が安定していること (施策小目標2)雇用保険の給付を適正に行うこと							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために以下の法令に基づき失業等給付を支給します。 根拠法令：雇用保険法第10条、特別会計に関する法律第99条第2項第2号等							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)失業等給付費							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,678,347,506	1,485,294,652	1,579,776,939	2,679,016,913	2,029,789,602	
		補正予算(b)	0	0	680,684,285	0	294,060,224	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,678,347,506	1,485,294,652	2,260,461,224	2,679,016,913	2,323,849,826	
	執行額(千円、d)	1,491,692,282	1,590,666,611	2,248,106,443	集計中			
執行率(%、d/(a+b+c))	88.9%	107.1%	99.5%					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	—	—		—				

測定指標	指標1 収入額【単位：億円】	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	28,764	22,214	22,896	20,508	集計中	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標2 支出額【単位：億円】	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	15,261	15,907	22,481	29,459	集計中	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標3 積立金残高【単位：億円】	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	41,535	48,832	55,821	53,870	集計中	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標4 不正受給の件数	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	8,140	7,346	7,101	8,442	集計中	前年度以下
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	

参考資料の情報	<p>関連法令(雇用保険法等) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html 雇用保険事業月報・年報 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/150-1.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/768a.pdf</p>
---------	---

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	雇用保険課長 坂口 卓	報告書作成日	平成23年7月5日
-------	-------	--------	-------------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅰ-2-3))

施策目標名	ホームレスの方や、日常生活を送る上で特別な援護が必要な方の地域での自立を支援する(施策中目標Ⅰ-2-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) ホームレスの自立を促進すること (施策小目標2) 地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)により、 <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣及び国土交通大臣は、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定する。 ・都道府県は、必要に応じて当該施策を実施するための計画を策定する。 ・国は、ホームレスの自立支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行う。 ○社会福祉法(昭和26年法律第45号)により、 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉協議会に、運営適正化委員会を設置する ・運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、苦情に係る事情の調査等を行う ・利用者の処遇に関して不当な行為が行われているおそれがあると認められるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知することとされています。 							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)地域福祉推進費 (目)緊急雇用創出事業臨時特例交付金 (項)地域福祉推進費 (目)セーフティーネット支援対策等事業費補助金							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度要求額
	予算の状況 (千円) ※金額はすべて内数	当初予算(a)	18,000,000	19,500,000	21,000,000	24,000,000	20,000,000	
		補正予算(b)	0	31,300,000	111,353,880	0	25,676,553	
		繰越し等(c)	0	0	0	0		
	合計(a+b+c)		18,000,000	50,800,000	132,353,880	24,000,000	45,676,553	
	執行額(千円、d)		16,042,000	49,505,000	131,519,000	23,195,278		
執行率(％、d/(a+b+c))		89.1%	97.5%	99.4%	96.6%			
※ホームレス対策事業については、緊急雇用創出事業臨時特例交付金として、平成21年度補正予算に70,000百万円の内数、平成22年度補正予算に60,000百万円の内数を計上している(平成22年度より貧困・困窮者の「絆」再生事業)。								
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)					

測定指標	指標1 全国のホームレスの数(人)	基準値	実績値					目標値
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
		—	—	18,564	16,018	15,759	13,124	13,124以下
		年度ごとの目標値	前年以下	前年以下	前年以下	前年以下	前年以下	前年以下
	指標2 ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉制度等の利用により退所した者の割合(％)	基準値	実績値					目標値
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
		61	59	59	58	70	集計中	60%以上
		年度ごとの目標値	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上
	指標3 福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合(％)	基準値	実績値					目標値
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
		95.0	96.7	95.1	96.6	95.9	集計中	95%以上
		年度ごとの目標値	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上
指標4 日常生活自立支援事業の新規契約締結件数	実績値							
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	
	—	7,626	8,580	9,142	9,412	集計中	前年度以上	
	年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	—	

参考資料の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームレス対策について URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html ○日常生活自立支援事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/chiiki-fukusi-yougo.html
---------	---

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	地域福祉課長 宮本真司 (注)指標3については、 社会・援護局福祉基盤課長 定塚由美子	報告書作成日	平成23年6月28日
-------	--------	--------	--	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-1-1))

施策目標名	ハローワークの需給調整機能の強化、労働者派遣事業の適正な運営確保により、労働力需給のミスマッチ解消を図る(政策中目標Ⅱ-1-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること (施策小目標2)労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること (施策小目標3)官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>・公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図ることとします。 根拠法令:職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条第1項(抄)</p> <p>一 労働力の需給調整の適正かつ円滑な調整を図ること。 二 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な施策を樹立し、その実施に努めること。 三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあつせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料職業紹介を行うこと。</p> <p>・職業紹介事業等の適正な運営を確保すること等により、職業の安定を図ることとします。また、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資することとします。(根拠法令:職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号))</p> <p>・官民の機関が有する求人情報を検索できる「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図ることとします。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 労働保険特別会計雇用勘定 (項)職業紹介事業等実施費:職業紹介事業指導援助費(全部) :労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業(全部) :求人情報提供機能強化推進費(全部) :職業紹介事業等の実施に必要な経費(一部) (項)高齢者等雇用安定・促進費:高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	予算の組替え前なので 算定困難	43,693,015	54,241,416	66,584,767	64,185,538	
		補正予算(b)		2,338,076	14,203,812	1,287,022	2,740,486	
		繰越し等(c)		0	0	-3,224	3,224	
		合計(a+b+c)		46,031,091	68,445,228	67,868,565	66,929,248	
執行額(千円、d)		39,713,612	59,508,222	集計中				
執行率(%、d/(a+b+c))		86.3%	86.9%					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 公共職業安定所の求職者の就職率(常用)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		32.4%	31.8%	25.4%	23.7%	25.6%	27.0%	
	年度ごとの目標値		32.0%	33.0%	31.0%	24.0%	26.0%	
	指標2 雇用保険受給者の早期再就職割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		15.1%	29.6%	23.1%	21.4%	24.9%	24.0%	
	年度ごとの目標値		17.0%	30.0%	31.0%	24.0%	22.0%	
	指標3 公共職業安定所の求人の充足率(常用)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		20.3%	21.1%	24.6%	32.5%	30.0%	27.0%	
	年度ごとの目標値		—	—	22.0%	27.0%	31.0%	
指標4 しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的な行動をおこした割合	基準値	実績値					目標値	
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		35.7	38.6	35.3	34.3	30.4	—	

参考資料の情報	○職業安定法(昭和22年法律第141号) http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=horei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%90%45%8b%c6%88%c0%92%e8%96%40&EFSNO=1201&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=89 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号) http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=horei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%98%4a%93%ad%8e%d2%94%68%8c%ad%8e%96%8b%c6%82%cc%93%4b%90%b3%82%c8&EFSNO=1324&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=0 ○しごと情報ネット http://www.job-net.jp/
----------------	---

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	首席職業指導官 北條 憲一 需給調整事業課長 鈴木英二郎	報告書作成日	平成23年7月5日
-------	-------	--------	---------------------------------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-1-2))

施策目標名	地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る(政策中目標Ⅱ-1-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 雇用失業情勢の厳しい地域や創業・新分野進出等における雇用創出及び雇用改善を図ること (施策小目標2) 中小企業等の雇用管理の改善を支援すること (施策小目標3) 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防すること (施策小目標4) 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること (施策小目標5) 農林業等の分野における雇用改善・促進等及び介護の分野における雇用管理の改善等を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	人口減少下における経済社会情勢の変化、雇用情勢の変化、雇用・就業形態の多様化に的確に対応するため、働く希望を持つすべての者の就業参加の実現、良質な雇用の創出、セーフティネットの整備等に向け、積極的雇用政策の推進に取り組む必要があります。 このような観点から、 (1) 中小企業等における創業・新分野進出、雇用管理改善等に係る支援 (2) 事業規模の縮小等の際の失業の予防・再就職の援助・促進 (3) 雇用機会の不足している地域における雇用の促進 (4) 産業の特性に応じた雇用管理の改善等 といった雇用機会の創出、雇用の安定等のための諸施策を講じています。 【根拠法令】 受給資格者創業支援助成金…雇用保険法第62条第1項第5号並びに雇用保険法施行規則第109条及び第110条の2 雇用調整助成金…雇用保険法第62条第1項第1号並びに雇用保険法施行規則第102条の2及び第102条の3及び附則第15条 産業雇用安定センター補助金…雇用保険法第62条第5号並びに雇用保険法施行規則第115条第4号 労働移動支援助成金(求職活動等支援助成金)…雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第2項 労働移動支援助成金(再就職支援給付金)…雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第3項 労働移動支援助成金(離職者住居支援給付金)…旧雇用保険法第62条第1項第2号及び第3号並びに旧雇用保険法施行規則第102条の4及び第102条の5第4項							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 地域雇用機会創出等対策費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	予算の組 替え前な ので算定 困難	43,790,557	120,585,748	811,038,278	440,377,185	/
		補正予算(b)		255,605,138	615,056,017	0	729,545,012	/
		繰越し等(c)		0	0	▲ 2,832,712	280	/
		合計(a+b+c)		299,395,695	735,641,765	808,205,566	1,169,922,477	/
	執行額(千円、d)		289,843,899	700,916,146	集計中	/	/	
執行率(%、d/(a+b+c))		96.8%	95.3%	/	/	/		
施策に関する内閣の 重要政策(施政方針演説 等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している ①平均労働者数 ②事業継続割合	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			①2.3 ②97.5%	①2.0 ②97.4%	①1.9 ②97.3%	①2.0 ②97.3%	①2.0(速報値) ②97.3%	①2人以上 ②95%以上
	年度ごとの目標値	/	①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	①2人以上 ②95%以上	/
	指標2 中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の平均求人充足率	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			25%	29.30%	31.70%	39.20%	54.20%	35%以上
	年度ごとの目標値	/	22%以上	22%以上	22%以上	22%以上	35%以上	/
	指標3 (財)産業雇用安定センターを活用した出向・移籍の成立率	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		46.50%	45.90%	40.00%	43.10%	60.50%	45%	
年度ごとの目標値	/	40%以上	43%以上	43%以上	33%以上	37%以上	/	

参考資料の情報	【関連事業の行政事業レビューシート】 受給資格者創業支援助成金… http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/701a.pdf 雇用調整助成金… http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/698a.pdf 産業雇用安定センター補助金… http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/716a.pdf 労働移動支援助成金(求職活動等支援助成金)… http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/702a.pdf 労働移動支援助成金(再就職支援給付金)… http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/703a.pdf 労働移動支援助成金(離職者住居支援給付金)… http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/704a.pdf 林業雇用改善推進事業… http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/726a.pdf 港湾労働者派遣事業対策費… http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/730a.pdf
---------	---

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	雇用開発課長 水野 知親 地域雇用対策室長 福士 亘 建設・港湾対策室長 堀井 奈津子 介護労働対策室長 堀井 奈津子	報告書作成日	平成23年7月5日
-------	-------	--------	--	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-1-3))

施策目標名	高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る(政策中目標Ⅱ-1-3)						
施策の概要	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。</p> <p>(施策小目標1) 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること</p> <p>(施策小目標2) 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること</p> <p>(施策小目標3) 若年者の雇用の安定・促進を図ること</p> <p>(施策小目標4) 就職困難者等の円滑な就職等を図ること</p>						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>高齢者については、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、安定した雇用確保の促進、再就職の促進、就業機会の確保等の措置を講じ、高齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図ることとしています。</p> <p>また、公的年金支給開始年齢(報酬比例部分)の65歳への引上げが開始される平成25年度を目前に控え、65歳まで希望者全員の雇用が確実に確保されるよう、制度的な対応を検討するとともに、企業の取組に対して必要な支援等を行っていきます。</p> <p>障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等の実施 ・雇用・福祉等との連携等による地域における障害者の就労支援力の強化 ・障害者雇用率制度(※事業主に一定割合の障害者の雇用を義務づける制度)の厳格な運用等を実施しています。 <p>また、「新成長戦略」(2010年6月18日閣議決定)における雇用・人材戦略において、2020年までに実現すべき成果目標として、高齢者については「60歳～64歳までの就業率63%」としており、障害者については「実雇用率1.8%」とすること、「若年フリーター124万人」など、雇用の促進に取り組むこととしています。</p>						
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>一般会計</p> <p>(項) 職業能力開発強化費 : 職業能力開発の強化に必要な経費(一部)</p> <p>(項) 高齢者等雇用安定・促進費 : 高齢者等就業機会確保事業の実施等に必要な経費(一部)</p> <p>: 若年者等の雇用の安定・促進に必要な経費(一部)</p> <p>: 高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(一部)</p> <p>労働保険特別会計雇用助定</p> <p>(項) 高齢者等雇用安定・促進費: 試行雇用奨励金(全部)</p> <p>(項) 高齢者等雇用安定・促進費: 高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費(一部)</p> <p>(関連税制)</p> <p>障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置として、機械等の割増償却制度(平成25年度まで)、不動産取得税及び固定資産税の特例措置(平成24年度まで)、事業所税の特例措置(恒久措置)等を設けています。</p>						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	予算の総替 え前なので 算定困難	102,153,353	206,105,885	158,932,477	149,986,093	
	補正予算(b)		154,587,313	459,277,696	106,204,403	58,328,897	
	繰越し等(c)		▲ 2,510,000	0	105,592,362	4,739	
	合計(a+b+c)		254,230,666	665,383,581	370,729,242	208,319,729	
	執行額(千円、d)		245,427,247	556,296,070	集計中		
執行率(%, d/(a+b+c))		96.5%	83.6%				
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	・障害者基本計画	平成14年12月24日(閣議決定)		5. 雇用・就業			
	・重点施策実施5か年計画	平成19年12月25日(閣議決定)		5. 雇用・就業			
	・新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～	平成22年6月18日(閣議決定)		VI雇用・人材戦略 3. 高齢者の就労促進 4. 障がい者の就労促進			

測定指標	指標1 希望者全員が65歳まで働ける企業の割合	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			33.0	37.0	39.0	44.6	46.2	50.0
	年度ごとの目標値		50%以上	50%以上	46%以上	46%以上	48%以上	
	指標2 公共職業安定所における就職率(障害者)	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度(※1)
			17.6	17.5	17.1	16.8	18.2	前年度実績(※2)以上
	年度ごとの目標値		—	—	前年度実績以上	前年度実績以上	16	
	※1 平成23年度は、「公共職業安定所における就職件数(障害者)」を目標として設定							
	※2 52,931件(平成22年度)							
	指標3 ハローワークの職業紹介により正規雇用につながったフリーター等の数	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			24.0	17.2	18.0	25.6	23.0	24.0
	年度ごとの目標値		—	13.5	22.7	22.7	30.4	
	指標4 特定就職者雇用開発助成金の支給終了から1年後における支給対象者の事業主都合離職割合	基準値	実績値					目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		1.6%/3.7%	1.6%/3.4%	1.5%/3.3%	1.9%/3.5%	2.1%/3.9%	同左下	
年度ごとの目標値		当該助成金支給終了から1年後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下						
指標5 新規高卒者の就職内定率	基準値	実績値					目標値	
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		96.7	97.1	95.6	93.9	95.2	—	
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	92.3%以上	90%以上		

参考資料の情報	<p>障害者基本計画 URL: http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.pdf</p> <p>重点施策実施5か年計画 URL: http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/5sinchoku/h19/5year_plan.pdf</p> <p>障害者を雇用する事業所に係る税制上の優遇措置 http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/zeisei.pdf</p> <p>【関連事業の行政事業レビューシート】</p> <p>特定求職者雇用開発助成金・・・http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/726a.pdf、</p> <p>高齢者雇用開発特別奨励金・・・http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/738a.pdf、</p> <p>高校新卒者に対する就職支援・・・http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/927a.pdf、</p> <p>フリーター等正規雇用化支援事業・・・http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyosiwake/dl_rv3/930a.pdf</p>
----------------	--

担当部局名	職業安定局	作成責任者名	高齢者雇用対策課 土田 浩史 障害者雇用対策課 山田 雅彦 若年者雇用対策室 久地良 俊二 雇用開発課 水野 知親 就労支援室 伊藤 正史 外国人雇用対策課 野口 尚	報告書作成日	平成23年7月5日
-------	-------	--------	--	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-1-4))

<p>施策目標名</p>	<p>多様な職業能力開発の機会を確保する(施策中目標Ⅱ-1-4)</p>																																																			
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)ジョブ・カード制度を推進すること (施策小目標2)助成金や能力評価制度を通じて職業能力開発に対する支援を行うこと (施策小目標3)職業能力開発を充実すること (施策小目標4)キャリア・コンサルティング環境を整備すること</p>																																																			
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>(根拠法令) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条第2項に、国及び都道府県の責務が定められています。 ①事業主その他の関係者の行う職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれらの内容の充実を図ること、 ②労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために事業主の行う援助の奨励に努めること ③労働者が職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするために事業主の講ずる措置等の奨励に努めること、 ④離転職者その他職業能力の開発向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練及び事業主等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練を実施すること、 ⑤職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にするための援助を行うこと、 ⑥技能検定を円滑に実施すること等に努めること</p> <p>○第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号、計画期間は平成23年度～27年度)において以下のようにされています。 (1)ジョブ・カードの普及促進の中核をなす地域ジョブ・カード運営本部について、民間団体に委託している地域ジョブ・カードセンターから国に移管し、国が中心となった関係機関による緊密な連携・協力体制といった枠組みの下で、企業と求職者の双方に対するジョブ・カードの普及を推進するとともに、制度を着実に実施していく必要がある。 (2)労働者の技能と地位の向上を目的とし、実際に就職や転職に結びつけ、あるいは企業内における適切な能力評価、労働者に対するキャリア形成やスキルアップのインセンティブの付与を実現するためには、習得した職業能力を客観的に評価する「ものさし」としての評価制度が必要である。また、評価制度については、業種・職種について横断的に制度を設計・運用することが必要である。 現在は、産業構造が変化し、国際競争が激化する中、成長が見込まれる分野を中心として、実践的な職業能力を備えた人材を育成するための環境整備が急務となっている。また、若者や非正規労働者などの職業能力形成機会に乏しい者が増大しており、これらの者の職業能力の開発及び向上が求められている。 このような状況を踏まえ、社会全体で実践的なキャリア・アップを図るため、教育訓練と連携した職業能力の評価システムの整備を行っていく必要がある。 (3)現在は、新たに就業した者から管理職にわたる段階的かつ体系的な職業能力の評価を行うことを目的とし、仕事に必要な「知識」や「技術・技能」に加えて、どのように行動すべきかといった「職務遂行能力」を記述した職業能力評価基準の整備を進めているところである。この職業能力評価基準については、積極的に活用している業界団体や企業がある一方で、導入が進んでいない業種もある。導入が進んでいない業種については、その要因を分析し、業界団体や企業のニーズを踏まえつつ評価基準の改善を行い、普及・促進を図っていく。 (4)国が労働者の有する技能の程度を検定し、公証する技能検定制度は、能力評価のインフラ整備や技能労働者の能力向上に重要な役割を果たしているところである。今後も、技能検定職種の統廃合の推進、民間機関が実施する指定試験機関方式への移行、技能検定の試験基準の見直し等により、技能検定制度が社会的ニーズにあったものとなるよう、定期的に受検者・業界団体等のニーズを検証しつつ見直しを行っていく。 (5)企業が自ら労働者の能力開発を行うことは、企業が求める人材の育成につながるものとして重要であり、キャリア形成促進助成金、認定職業訓練制度等のより効果的な活用や企業内でキャリア形成の推進役となる人材の育成等を促進し、労働者の能力開発やキャリア形成支援のため積極的な取組を行う企業を支援する。 (6)職業生涯にわたる個々人の主体的なキャリア形成の取組を支援する観点から、(中略)職業生涯の節目において、キャリア・コンサルティングを受けることができる環境を整備し、キャリア・コンサルティングの活用を一層進めるとともに、専門的な相談支援を担うキャリア・コンサルタントについて、技能検定、キャリア・コンサルティング能力評価試験等による能力評価やスキルアップのための講習等による能力向上のシステムの整備等を通じ、人材の確保・質の向上を図る必要がある。 とされています。</p>																																																			
<p>施策の予算額・執行額等</p> <p>※「予算額には」「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)職業能力開発強化費 (項)独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構運営費 (項)独立行政法人雇用・能力開発機構運営費 (項)独立行政法人雇用・能力開発機構施設整備費</p> <p>○関連税制 人材投資促進税制</p>																																																			
<p>区分</p> <p>19年度</p> <p>20年度</p> <p>21年度</p> <p>22年度</p> <p>23年度</p> <p>24年度要求額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況(千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td>121,469,275</td> <td>118,625,150</td> <td>130,266,711</td> <td>119,882,691</td> <td>113,881,777</td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td></td> <td>1,737,682</td> <td>359,576,865</td> <td>102,907,429</td> <td>6,233,884</td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>121,469,275</td> <td>120,362,832</td> <td>489,843,576</td> <td>222,790,120</td> <td>120,115,661</td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、d)</td> <td>120,294,427</td> <td>117,664,064</td> <td>478,981,506</td> <td>222,304,454</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td>99.0%</td> <td>97.8%</td> <td>97.8%</td> <td>99.8%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	予算の状況(千円)	当初予算(a)	121,469,275	118,625,150	130,266,711	119,882,691	113,881,777	補正予算(b)		1,737,682	359,576,865	102,907,429	6,233,884	繰越し等(c)						合計(a+b+c)	121,469,275	120,362,832	489,843,576	222,790,120	120,115,661	執行額(千円、d)	120,294,427	117,664,064	478,981,506	222,304,454			執行率(%、d/(a+b+c))	99.0%	97.8%	97.8%	99.8%		
区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額																																														
予算の状況(千円)	当初予算(a)	121,469,275	118,625,150	130,266,711	119,882,691	113,881,777																																														
	補正予算(b)		1,737,682	359,576,865	102,907,429	6,233,884																																														
	繰越し等(c)																																																			
	合計(a+b+c)	121,469,275	120,362,832	489,843,576	222,790,120	120,115,661																																														
執行額(千円、d)	120,294,427	117,664,064	478,981,506	222,304,454																																																
執行率(%、d/(a+b+c))	99.0%	97.8%	97.8%	99.8%																																																
<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施政方針演説等の名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分(概要・記載箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・新成長戦略</td> <td>平成22年6月18日</td> <td>・ジョブカード取得者300万人 ・公共職業訓練受講者の就職率:施設内80%、委託65%</td> </tr> </tbody> </table>							施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)	・新成長戦略	平成22年6月18日	・ジョブカード取得者300万人 ・公共職業訓練受講者の就職率:施設内80%、委託65%																																							
施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)																																																		
・新成長戦略	平成22年6月18日	・ジョブカード取得者300万人 ・公共職業訓練受講者の就職率:施設内80%、委託65%																																																		

測定指標	(指標1) 公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率(65%以上/平成32年まで)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	68.2%	69.8%	68.3%	62.4%	62.4% (速報値)	65%
		年度ごとの目標値	65%	65%	65%	65%	65%	
測定指標	(指標2) 公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率(80%以上/平成32年まで)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	79.7%	78.5%	74.5%	73.9%	78.6% (速報値)	80%
		年度ごとの目標値	75%	80%	80%	80%	80%	
参考資料の情報	<p>○関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://kensaku.kudan.hq.admix.go.jp/</p> <p>○新成長戦略 URL: http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf</p> <p>○第9次職業能力開発基本計画 URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110415M0010.pdf</p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート (幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備) URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/782a.pdf</p> <p>(技能検定等の実施)URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/950a.pdf</p> <p>(キャリア形成促進助成金)URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/dl/rv07a.pdf</p> <p>(キャリア支援企業等育成事業)URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/777a.pdf</p> <p>(キャリア・コンサルティング普及促進事業)URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/781a.pdf</p>							

担当部局名	職業能力開発局	作成責任者名	総務課長 井上 真	報告書作成日	平成23年6月30日
-------	---------	--------	-----------	--------	------------

施策小目標1については、職業能力開発局実習併用職業訓練推進室長 田中 歩
 施策小目標2については、職業能力開発局能力評価課長 星 直幸
 施策小目標3については、職業能力開発局能力開発課長 田畑 一雄
 施策小目標4については、職業能力開発局キャリア形成支援室長 浅野 浩美

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-1-5))

<p>施策目標名</p>	<p>若年者のキャリア形成を支援する(施策中目標Ⅱ-1-5)</p>																																																		
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)正社員経験の少ない若者に職業能力形成機会を提供すること (施策小目標2)若年者等の職業的自立支援を充実すること</p>																																																		
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>○雇用対策法(昭和41年法律第132号)により、 ・青少年の職業の安定を図るため、職業についての青少年の関心と理解を深めるとともに、雇用管理の改善の促進、実践的な職業能力の開発及び向上の促進その他の青少年の雇用を促進するために必要な施策を充実する ・事業主は、青少年が将来の産業及び社会を担う者であることにかんがみ、その有する能力を正當に評価するための募集及び採用の方法の改善その他の雇用管理の改善並びに実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、その雇用機会の確保等が図られるように努めなければならないこととされています。 ○職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)により、 ・青少年に対する職業訓練は、特に、その個性に応じ、かつ、その適性を生かすように配慮するとともに、有為な職業人として自立しようとする意欲を高めることができるように行われなければならない ・事業主は、必要に応じ、実習併用職業訓練を実施することにより、その雇用する労働者の実践的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする ・事業主は、当該事業主の行う実習併用職業訓練の実施計画が青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的であることの認定を受けて、当該実習併用職業訓練を実施することができることとされています。 ※「実習併用職業訓練」は、事実運用上「実践型人材養成システム」という名称とされています。 ○子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)により、子どもや若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするために、国及び関係機関等において、必要な相談、助言又は指導等を行う等の支援を行うこととされています。 ○新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、平成32年までの目標として、「若者フリーター数124万人」、「地域若者サポートステーション事業によるニートの進路決定者10万人」が掲げられています。 ※「地域若者サポートステーション事業」…ニート等の若者の自立を支援するためには、各人の置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行うことが必要であることから、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築し、その拠点として「地域若者サポートステーション」(愛称:サポステ)を運営している。 ○子ども・若者ビジョン(平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)により、 ・フリーター等の正社員経験の少ない若者を正社員へ導くジョブ・カード制度を推進する ・ニート等の若者に対して、地域若者サポートステーション事業により、職業的自立支援を推進することとされています。 ○青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針(平成19年厚生労働省告示第275号)により、事業主は、青少年の職場への定着を図る観点から、職業に必要な実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることにかんがみ、OJT(業務の遂行の過程内において行う職業訓練)及びOFF-JT(業務の遂行の過程外において行う職業訓練)を計画的に実施すること、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第10条の2第2項に規定する実習併用職業訓練を必要に応じ実施することとされています。 ○第9次職業能力開発基本計画 ・ニート等の若者については(中略)高校中退者や中退のリスクが見込まれる生徒等へのアウトリーチ(訪問支援)による学校教育から自立支援プログラムへの円滑な誘導体制を強化することや、これによりニートとなることを未然に防止すること、また、継続支援事業を活用し、職業訓練へ移行した者に対して生活指導等を含めたきめ細かいフォローアップを実施すること等を可能とする支援プログラムの充実を図っていくこととされています。 ・また、ジョブ・カード制度については、これまでも非正規労働者等のキャリア・アップのための有効なツールとして活用が進んできたところであり、今後とも、職業能力開発施策における基本的なツールとしてジョブ・カードを活用し、制度の普及・促進を図っていくことが必要であるとされています。</p>																																																		
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)若年者等職業能力開発支援費:職業能力開発支援事業委託費(一部) 労働保険特別会計雇用勘定 (項)若年者等職業能力開発支援費:若年者等職業能力開発支援事業委託費(全部) (項)若年者等職業能力開発支援費:雇用開発支援事業費等補助金(全部)</p>																																																		
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>8,946,503</td> <td>9,407,857</td> <td>11,107,780</td> <td>11,588,291</td> <td>2,735,688</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td></td> <td>208,784</td> <td>1,400,881</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>8,946,503</td> <td>9,616,641</td> <td>12,508,661</td> <td>11,588,291</td> <td>2,735,688</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、d)</td> <td>8,529,240</td> <td>8,045,260</td> <td>12,152,047</td> <td>8,032,632</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td>95.3%</td> <td>83.7%</td> <td>97.1%</td> <td>69.3%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	当初予算(a)	8,946,503	9,407,857	11,107,780	11,588,291	2,735,688		補正予算(b)		208,784	1,400,881				繰越し等(c)							合計(a+b+c)	8,946,503	9,616,641	12,508,661	11,588,291	2,735,688		執行額(千円、d)	8,529,240	8,045,260	12,152,047	8,032,632			執行率(%、d/(a+b+c))	95.3%	83.7%	97.1%	69.3%			
区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額																																													
当初予算(a)	8,946,503	9,407,857	11,107,780	11,588,291	2,735,688																																														
補正予算(b)		208,784	1,400,881																																																
繰越し等(c)																																																			
合計(a+b+c)	8,946,503	9,616,641	12,508,661	11,588,291	2,735,688																																														
執行額(千円、d)	8,529,240	8,045,260	12,152,047	8,032,632																																															
執行率(%、d/(a+b+c))	95.3%	83.7%	97.1%	69.3%																																															
<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>・新成長戦略</p>	<p>年月日 平成22年6月18日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所) ・公共職業訓練受講者の就職率:委託65% ・地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数:10万人</p>																																																

測定指標	(指標1) 委託型訓練活用型デュアルシステム修了者における就職率	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	75.2%	76.9%	72.5%	70.2%	71.5% (速報値)	65%
		年度ごとの目標値	70%以上	70%以上	75%以上	65%以上	65%以上	
	(指標2) 地域若者サポートステーションの利用開始から6ヶ月後の時点で、就職等進路決定者の割合(目標値については、新成長戦略に基づき、就職等進路決定者数を目標値として設定したため、平成23年度以降は設定しない。)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	26.2%	26.8%	28.0%	34.5%	39.6%	
		年度ごとの目標値	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	
	(指標3) 地域若者サポートステーションの利用開始から6ヶ月後の時点で、就職等進路決定者の割合(目標値については、新成長戦略に基づき、就職等進路決定者数を目標値として平成22年度以降設定)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	-	-	-	-	
		年度ごとの目標値						7,800人
	参考資料の情報	<p>○ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号) http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html</p> <p>○ 雇用対策法(昭和47年法律第132号) http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html</p> <p>○ 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)(内閣府ホームページ) http://www8.cao.go.jp/youth/index.html</p> <p>○ 新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定)(首相官邸ホームページ) http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/</p> <p>○ 青少年育成施策大綱(平成20年12月12日推進本部決定)(内閣府ホームページ) http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/taikou_201212/html/mokuji.html</p> <p>○ 青少年の雇用機会の確保等に関して事業者が適切に対処するための指針(平成19年厚生労働省告示第275号) http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/index.html</p> <p>○ 第9次職業能力開発基本計画 URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110415M0010.pdf</p> <p>○ 関連事業の行政事業レビューシート (地域若者サポートステーション事業) URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/947a.pdf (職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業) URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/943a.pdf</p>						
担当部局名	職業能力開発局	作成責任者名	実習併用職業訓練推進室長 田中歩	報告書作成日	平成23年6月30日			

施策小目標2については、職業能力開発局キャリア形成支援室長 浅野 浩美

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-1-6))

施策目標名	障害者、母子家庭の母等のキャリア形成を支援する(施策中目標Ⅱ-1-6)								
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)障害者への支援を図ること (施策小目標2)母子家庭の母等への支援を図ること								
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○ 第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号、計画期間は平成23年度～27年度)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の障害特性やニーズに応じた専門的な職業訓練を行う施設である障害者職業能力開発校の設置や、障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施により、引き続き障害特性等にきめ細かに配慮した訓練を実施する必要がある。 ・一般の職業能力開発校においては、知的障害者や発達障害者等を対象とした職業訓練コースを設けるとともに、施設のバリアフリー化を推進し、障害者の入校を促進することにより、障害者の職業訓練機会の拡充を図ることが求められている。 ・職業意識の啓発や就職に要する職業能力の付与等を行う座学訓練と、企業における実習を組み合わせ、障害者向けの日本版デュアルシステムを導入し、企業の人材ニーズを踏まえた職業訓練としていく必要がある。 ・障害者の職業能力開発に関する研究、地域における障害者職業能力開発促進事業の実施、障害者技能競技大会の開催等により、障害者の職業能力開発を促進する必要がある。 ・母子家庭の母等のうち、知識・技能・経験の不足等により就職困難な状況にある者が安定した職業に就くためには、就業に求められる十分な能力を身につける職業訓練を受けることが不可欠である。母子家庭の母等に対しては、準備講習付き職業訓練と託児サービスの提供を組み合わせ支援が実施されているところであり、このような母子家庭の母等の特性に配慮した支援を引き続き実施していく必要があるとされています。 								
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>一般会計 (項)障害者等職業能力開発支援費:障害者等に対する職業能力開発の支援に必要な経費(全部) 障害者等に対する職業能力開発の推進に必要な経費(全部)</p> <p>労働保険特別会計雇用勘定 (項)障害者職業能力開発支援費:障害者に対する職業能力開発の支援に必要な経費(全部)</p>								
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	7,650,519	7,699,689	7,459,903	7,158,526	6,802,760		
		補正予算(b)							
		繰越し等(c)							
		合計(a+b+c)	7,650,519	7,699,689	7,459,903	7,158,526	6,802,760		
	執行額(千円、d)		6,534,796	6,747,288	6,987,594	6,868,828			
執行率(%、d/(a+b+c))		85.4%	87.6%	93.7%	96.0%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-		-		-				
測定指標	指標1 障害者職業能力開発校の修了者における就職率	基準値	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	66.7%	65.7%	59.0%	55.0%	集計中		
	年度ごとの目標値		60%	60%	60%	60%	60%	60%	
参考資料の情報	<p>○関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://kensaku.kudan.hq.admix.go.jp/</p> <p>○第9次職業能力開発基本計画 URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110415M0010.pdf</p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート (障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施) URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/944a.pdf</p>								
担当部局名	職業能力開発局	作成責任者名	能力開発課長 田畑一雄	報告書作成日	平成23年6月30日				

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-1-7))

施策目標名	技能の継承・振興を推進する(施策中目標Ⅱ-1-7)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)技能継承・振興の為の施策を推進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条第5項において、国は、技能振興に関して事業主その他国民一般の理解を高めるために必要な広報啓発等を行うこととされています。</p> <p>○第9次職業能力開発基本計画(平成23年厚生労働省告示第143号、計画期間は平成23年度～27年度)において以下のようにされています。</p> <p>(1)労働者の技能を向上させ、我が国産業の基盤を確かなものとするために、技能者の処遇面を含めた社会的評価の向上を図るとともに、若年者も進んで技能労働者を目指すような環境を整備するなど、技能を振興し、技能を尊重する機運を醸成することが重要である。</p> <p>また、高齢化や職業構造の大きな変化の中、地域社会にとって必要な職種の専門的な技能や熟練技能を有する人材が減少していることから、技能の継承や後継者難の問題への対応といった観点から、地域社会を支える人材育成に向け、関係機関が連携した取組を進める必要がある。</p> <p>(2)若年者の技能離れが見られる中、技能の振興や技能労働者の地位の向上を図るには、技能検定制度の着実な実施、特に若年者に対する積極的な受検奨励に加え、技能五輪全国大会等各種技能競技大会の実施や技能五輪国際大会への選手派遣支援、技能者に対する各種表彰により、技能の魅力や重要性の啓発を図ることが必要である。</p> <p>ものづくり分野を中心とした熟練技能の重要性についての国民各層の理解を深め、技能の受け皿となる若年人材の継続的な確保を図るため、熟練技能者の派遣等による技能講習の実施や、技能者による技能の実演を通じた技能者との交流等を行っていく。</p> <p>また、児童・生徒やその親に対しては、技能やものづくりの関心を深めるため、職業能力開発施設や業界団体、教育機関等関係機関との連携により、ものづくりの現場を見学できる機会を増やすなど、技能やものづくりの魅力に触れる機会を作る必要がある。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)技能継承・振興推進費:技能継承・振興の推進に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,019,929	1,392,790	1,660,153	955,514	714,471	
		補正予算(b)						
		繰越し等(c)						
		合計(a+b+c)	2,019,929	1,392,790	1,660,153	955,514	714,471	
	執行額(千円、d)		1,348,535	1,539,193	704,117			
執行率(%、d/(a+b+c))		96.8%	92.7%	73.7%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	(指標1) 3級技能検定の受検者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	-	141,102人	159,606人	198,449人	270,914人	288,614人	前年度実績以上	
年度ごとの目標値			-	-	-	-	-	

参考資料の情報	<p>○関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://kensaku.kudan.hq.admix.go.jp/</p> <p>○第9次職業能力開発基本計画 URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H110415M0010.pdf</p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート (技能継承・振興対策費(ものづくり立国の推進)) URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/795a.pdf</p> <p>(技能継承・振興対策費(全国技能士会連合会費)) URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/796a.pdf</p>
---------	---

担当部局名	職業能力開発局	作成責任者名	能力評価課長 星直幸	報告書作成日	平成23年6月30日
-------	---------	--------	------------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-2-2))

施策目標名	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること(施策中目標Ⅱ-2-2)							
施策の概要	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。</p> <p>(施策小目標1)労働者の安全確保対策の充実を図ること (施策小目標2)労働者の健康確保対策の充実を図ること (施策小目標3)職業性疾病の予防対策を図ること (施策小目標4)労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び第11次労働災害防止対策(平成20年3月19日厚生労働大臣策定)に基づき、死亡災害等の重篤な労働災害の一層の減少を図るため、労働災害防止対策の効果的な推進を図るとともに、その強化について検討し、必要な対策の充実を図っています。</p> <p>また、事業者健康診断の実施や産業医の選任等を義務付けることにより、労働者の健康確保を図っています。</p> <p>さらに、労働災害全体を一層減少させるためには、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要であり、その取組を促進しています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(一般会計) (項)厚生労働本省共通費:厚生労働本省一般行政に必要な経費(一部) 審議会等に必要な経費(一部) (項)独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費:独立行政報法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金(全部) (項)都道府県労働局共通費:都道府県労働局一般行政に必要な経費(一部)</p> <p>(労働保険特別会計 労災勘定) (項)労働安全衛生対策費:労働安全衛生対策に必要な経費(一部) (項)独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費:独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金に必要な経費(全部) (項)社会復帰促進等事務費:被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要な経費(一部) (項)業務取扱費:保険給付業務に必要な経費(一部)</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	24,127,623	21,499,663	20,817,336	22,129,874	18,032,146	-
		補正予算(b)	-	-	-	-	1,748,604	
		繰越し等(c)	0	58,930	25,741	897	-	
		合計(a+b+c)	24,127,623	21,558,593	20,843,077	22,130,771	19,780,750	
	執行額(千円、d)	-	-	-	-			
執行率(%、d/(a+b+c))	-	-	-	-				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 (労働災害による死亡者数 (人))	基準値	実績値					目標値
		19年	18年	19年	20年	21年	22年	24年
		1,357	1,472	1,357	1,268	1,075	1,195	1,085※1
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	前年比減	
	指標2 (休業4日以上の死傷者数 (人))	基準値	実績値					目標値
		20年	18年	19年	20年	21年	22年	32年
		119,291	121,378	121,356	119,291	105,718	107,759	83,503※2
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	前年比3%減	
	指標3 (定期健康診断における有所見 率(%))	基準値	実績値					目標値
		-	18年	19年	20年	21年	22年	24年
		-	49.1	49.9	51.3	52.3	52.5	減少に転じさせる
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
※1 第11次労働災害防止計画(平成20年3月19日厚生労働大臣公示)に基づき目標を設定(平成19年と比して20%以上減少させる) ※2 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)に基づき目標値を設定(平成20年と比して30%以上減少させる)								

参考資料の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○第11次労働災害防止計画(平成20年3月19日厚生労働大臣策定) http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei21/index.html ○労働災害に関するデータ http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html ○労働安全衛生法 http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=859
----------------	--

担当部局名	労働基準局 安全衛生部	作成責任者名	計画課長 高崎真一 安全課長 田中正晴 労働衛生課長 鈴木幸雄 化学物質対策課長 半田有通	報告書作成日	
--------------	----------------	---------------	--	---------------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-2-3))

施策目標名	労働災害に被災した労働者等に対し、迅速かつ適正な労災保険給付を行う(施策中目標Ⅱ-2-3)							
施策の概要	労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を担保し、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等(以下「傷病等」という。)に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行います。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労災保険は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任(第75条以下)を担保する制度であり、労働者の傷病等のうち、業務上の事由等により生じたものに対して、労働者災害補償保険法に基づき必要な保険給付を実施します。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)保険給付費:保険給付に必要な経費(全部) (項)職務上年金給付費年金特別会計へ繰入:職務上年金給付費の財源の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入れに必要な経費(全部) (項)職務上年金給付費等交付金:職務上年金給付費等交付金に必要な経費(全部) (項)業務取扱費:保険給付業務に必要な経費(全部):労災行政情報管理システムの最適化実施に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	800,493,308	810,893,425	813,286,931	825,236,779	823,579,010	精査中
		補正予算(b)	-	-	-	-	1,390,205	
		繰越し等(c)	-	734,874	1,304,120	1,030,652	420,049	
		合計(a+b+c)	800,493,308	811,628,299	814,591,051	826,267,431	825,389,264	
	執行額(千円、d)		-	783,199,336	762,370,867	集計中		
執行率(%、d/(a+b+c))		-	96.50%	93.59%	-			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	-		-		-			

測定指標	指標1 脳・心臓疾患事案の請求から決定までの所要日数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	244	217	211	209	190	前年度以下
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	
	指標2 精神疾患事案の請求から決定までの所要日数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
-		320	290	278	261	258	前年度以下	
年度ごとの目標値			-	-	-	-		

参考資料の情報	平成22年度 脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況まとめ URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001f1k7.html
---------	--

担当部局名	労働基準局労災補償部	作成責任者名	補償課長 河合智則	報告書作成日	
-------	------------	--------	-----------	--------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-2-4))

施策目標名	労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたリハビリ等を支援する(施策中目標Ⅱ-2-4)							
施策の概要	労働者災害補償保険法に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として必要な事業を行っています。労災保険においては、被災労働者の稼働能力のてん補が重要ですが、保険給付のみでは被災労働者の個別具体的な事情(介護、石綿関連疾患の診断、リハビリテーション等)に対応することが困難であるので、保険給付と同様に事業主の責任で適切な措置を講ずる必要があります。各事業について、PDCAサイクルによる目標管理を行い、その事業評価に基づき予算を毎年精査するとともに、合目的性と効率性を確保するため、各事業の必要性についての徹底した精査を継続的に実施します。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)により、 ・第1条において、労災保険は、必要な保険給付のみならず、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図ること ・第2条の2において、「労働者災害補償保険は、<中略>業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、社会復帰促進等事業を行うことができる」とされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)社会復帰促進等事業費:被災労働者等の社会復帰促進・援護等に必要経費(全部) (項)独立行政法人労働者健康福祉機構運営費:独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金に必要な経費(全部) (項)独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費:独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	220,969,266	187,006,979	178,605,719	173,012,779	168,113,888	精査中
		補正予算(b)	-	-	7,431,785	-	17,046,636	/
		繰越し等(c)	219,716	250,044	167,091	1,359,183	159,897	/
		合計(a+b+c)	221,188,982	187,257,023	186,204,595	174,371,962	185,320,421	/
	執行額(千円、d)	-	167,528,624	162,663,275	集計中	/	/	
執行率(%、d/(a+b+c))	-	89.46%	87.36%	-	/	/		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 労災保険の社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合(目標達成事業/全事業)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	77.80%	74.50%	55.80%	66%	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	前年度以上	前年度以上	/

参考資料の情報	<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会復帰促進等事業に係る成果目標の実績評価について http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hukki.html
---------	---

担当部局名	労働基準局労働補償部	作成責任者名	労災管理課長 木暮康二	報告書作成日	
-------	------------	--------	-------------	--------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-2-5))

施策目標名	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する(施策中目標 Ⅱ-2-5)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること (施策小目標2)多様な働き方に対応した労働環境を整備すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進しています。 また、平成22年6月18日閣議決定された新成長戦略において、「ディーセント・ワーク(人間らしい働きがいのある仕事)」の実現に向けたワーク・ライフ・バランスの実現(年次有給休暇の取得促進、労働時間短縮)に取り組むことが求められており、2020年までの目標として、年次有給休暇取得率70%、週労働時間60時間以上の雇用の割合を2008年(10%)の5割減とすることが掲げられるとともに、関係閣僚、経済界、労働界等の代表からなる「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」においても、新成長戦略と同様の数値目標が掲げられ、目標を達成することが求められています。 テレワークについては、平成22年6月に政府の「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」により策定された「新たな情報通信技術戦略 工程表」において、2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とする目標が定められています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)仕事生活調和推進費							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,686,345	2,629,634	2,974,941	1,656,762	1,368,975	1,261,259
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,686,345	2,629,634	2,974,941	1,656,762	1,368,975	1,261,259
	執行額(千円、d)	-	2,013,128	1,993,304	1,123,127			
執行率(%、d/(a+b+c))	-	76.6%	67.0%	67.8%				
※平成20年度予算において事項の整理(組替)を行ったため、平成19年度は本事業に係る決算額として整理していない。								
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	32年
		-	38.6%	41.5%	46.2%	52.1%	※40.5%	100%
	年度ごとの目標値		前年以上	前年以上	前年以上	前年以上	前年以上	
	※平成22年度より調査標本抽出の均一化、対象業種の拡大。							
	指標2 週労働時間60時間以上の雇用の割合	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	32年
		-	10.8%	10.3%	10.0%	9.2%	9.4%	5%
	年度ごとの目標値		前年以下	前年以下	前年以下	前年以下	前年以下	
	指標3 年次有給休暇取得率	基準値	実績値					目標値
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	32年	
	-	46.6%	46.7%	47.4%	47.1%	集計中	70%	
年度ごとの目標値		前年以上	前年以上	前年以上	前年以上	前年以上		

参考資料の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○労働時間等設定改善法(法律の概要) (厚生労働省ホームページ) http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/dl/01.pdf ○労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針) (厚生労働省ホームページ) http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/dl/honbun.pdf ○新成長戦略 http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf ○仕事と生活の調和推進のための行動指針 http://www8.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/indicator.html ○新たな情報通信技術戦略 工程表 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100622.pdf
---------	---

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-2-6))

施策目標名	安定した労使関係の形成を促進する(施策中目標Ⅱ-2-6)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています (施策小目標1) 集団的労使関係法制の普及啓発を図ること (施策小目標2) 不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること (施策小目標3) 労使紛争を早期かつ適切に解決すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○国際労働関係事業は、アジア、中南米等の国や地域の労働組合関係者、使用者団体関係者及び労働関係指導者等の日本への招へい、フォローアップセミナーの開催及び現地セミナーの開催等を行うことにより、本事業参加者に労使関係法、人事労務管理、労働事情等への理解を深めさせ、各国企業の長期的な労働関係の安定、各国企業と我が国事業者との取引の安定及び経済連携のための人的基礎の構築を図り、日本国内の雇用の安定を図ることを目的としています。 ※根拠法令：雇用保険法第62条第1項第5号、雇用保険法施行規則第115号第1項第15号</p> <p>○労働組合法、労働関係調整法及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律に基づき、中央労働委員会は、不当労働行為事件の審査等並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行っています。</p>							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 労使関係安定形成促進費(特別会計、全部) (項) 労使関係等安定形成促進費(一般会計、全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	(注)	934,254	878,602	836,589	813,448	
		補正予算(b)		-20,818	-16,225	0	0	
		繰越し等(c)		0	0	0	0	
		合計(a+b+c)		913,436	862,377	836,589	813,448	
	執行額(千円、d)		805,863	773,578	764,520			
執行率(%、d/(a+b+c))		88.2%	89.7%	91.4%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
測定指標	指標1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労使当事者の割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	—	79.9%	80.9%	—	88.0%	50%	
年度ごとの目標値		—	50%	50%	50%	50%		
参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 中央労働委員会 URL: http://www.mhlw.go.jp/churoi/ 労使関係総合調査 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list15-19.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/669a.pdf</p> <p>(注) 平成20年度予算より本業務に係る(項)が創設されたため、平成19年度以前の予算額及び決算額は把握できない。</p>							
担当部局名	政策統括官(労働担当)付 労政担当参事官室 中央労働委員会事務局 総務課	作成責任者名	辻田博参事官 岡崎直人総務課長	報告書作成日	平成23年6月30日			

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-2-7))

施策目標名	個別労働紛争の解決を促進する(施策中目標 Ⅱ-2-7)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)個別労働紛争の解決を促進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>近年、労働組合組織率の低下、企業の人事管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個別労働紛争が増加しています。民事紛争の解決は最終的には司法の役割ですが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルがあることは否めないため、司法との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」を目的として事業を行っています。</p> <p>都道府県においては、自治事務として、労働相談及び個別労働紛争のあっせん(あっせんは三者構成の都道府県労働委員会を活用)を行っており、国と都道府県のそれぞれに特徴がある複線型の仕組みとなっています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)個別労働紛争対策費							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,383,646	1,378,984	1,489,230	1,561,815	1,620,352	/
		補正予算(b)	/	-2,198	-120	/	21,756	/
		繰越し等(c)	/	/	/	/	/	/
	合計(a+b+c)	1,383,646	1,376,786	1,489,110	1,561,815	1,642,108	/	
	執行額(千円、d)	1,332,092	1,278,338	1,418,183	1,472,333	/	/	
執行率(%、d/(a+b+c))	96.3%	92.8%	95.2%	94.3%	/	/		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	民主党政策集INDEX2009		年月日	平成21年9月23日			関係部分(概要・記載箇所)
					個別の労使紛争に対する適正、簡便、迅速な紛争解決システムの整備促進を図ります。			

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		/	93.4%	95.5%	96.1%	95.6%	97.6%	90%以上
	年度ごとの目標値	/	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	/
	指標2	基準値	実績値					目標値
	あっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のもの割合	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		/	94.2%	92.2%	92.2%	90.5%	93.6%	90%以上
	年度ごとの目標値	/	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	/
	【参考】指標3	基準値	実績値					目標値
	総合労働相談件数	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
		/	946,012	997,237	1,075,021	1,141,006	1,130,234	-
	【参考】指標4	基準値	実績値					目標値
	民事上の個別労働紛争相談件数	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
		/	187,387	197,904	236,993	247,302	246,907	-
	【参考】指標5	基準値	実績値					目標値
	助言・指導申出受付件数	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
		/	5,761	6,652	7,592	7,778	7,692	-
	【参考】指標6	基準値	実績値					目標値
	あっせん申請受理件数	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
		/	6,924	7,146	8,457	7,821	6,390	-

参考資料の情報	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H13/H13HO112.html 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要 URL: http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html 平成22年度個別労働紛争解決制度施行状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001clbk.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/903a.pdf
----------------	--

担当部局名	大臣官房地方課	作成責任者名	労働紛争処理業務室長 志村幸久	報告書作成日	平成23年6月27日
-------	---------	--------	-----------------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-2-8))

施策目標名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図る(施策中目標Ⅱ-2-8)						
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること (施策小目標2)勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること (施策小目標3)労働金庫の健全性のための施策を推進すること						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業者の相互扶助のしくみとしてその拠出による退職金共済制度を確立し、中小企業の従業員に退職金を支給することにより、これらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与しています。 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、国民経済の健全な発展に寄与しています。 労働金庫法(昭和28年法律第227号)に基づき、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、労働者の経済的地位の向上に寄与しています。 						
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (施策小目標1及び2) 労働保険特別会計 労災勘定(項)中小企業退職金共済等事業費 雇用勘定(項)中小企業退職金共済等事業費 (施策小目標3) 一般会計(項)厚生労働本省共通費						
施策の予算額・執行額等	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
※「当初予算」欄に独立行政法人の運営費交付金が含まれるが、「執行額」欄には含まない。 ※平成20年度予算において事項の整理(組替)を行ったため、平成19年度以前は本事業に係る執行額として整理していない。	予算の状況(千円)	当初予算(a)	13,181,417	12,348,406	11,751,521	9,771,329	9,362,569
		補正予算(b)	0	0	0	0	-226,735
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	13,181,417	12,348,406	11,751,521	9,771,329	9,135,834
	執行額(千円、d)	-	8,329,189	7,316,820	-	-	-
	執行率(%、d/(a+b+c))	-	67.5	62.3	-	-	-
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	-	-		-			

測定指標	指標1 中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	416,246人	415,294人	411,561人	404,586人	439,272人	405,600人
	年度ごとの目標値	-	400,600人	400,600人	400,600人	400,600人	403,600人	-
指標2 勤労者財産形成促進制度の利用件数	基準値	実績値					目標値	
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		-	10,957,645件	10,528,158件	10,180,064件	9,873,198件	9,636,847件	前年度以上
	年度ごとの目標値	-	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	-
指標3 全労働金庫に対する検査実施率	基準値	実績値					目標値	
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		-	57%	43%	50%	50%	57%	50%
	年度ごとの目標値	-	50%	50%	50%	50%	50%	-

参考資料の情報 関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

担当部局名	労働基準局	作成責任者名	勤労者生活課長 三浦知雄	報告書作成日	平成23年6月2日
-------	-------	--------	--------------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅱ-3-1))

施策目標名	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する(施策中目標Ⅱ-3-1)							
施策の概要	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備すること (施策小目標2)育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること (施策小目標3)パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を推進する</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)に基づき、労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行っています。 ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)により、国は、育児休業制度や、介護休業制度、短時間勤務制度等、制度の普及・定着に向けた指導を行い、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる雇用環境の整備を進めています。 ○次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)により、事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画(一般事業主行動計画)の策定、届出、周知及び公表が義務づけられており、国は事業主に対する助言、指導により、法の履行確保を図っています。 ○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)に基づき、事業主への相談・支援や行政指導等を実施するとともに、パートタイム労働者の雇用改善等に取り組む事業主に対して助成金を支給するなどにより、正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員転換の実現のための取組を推進しています。 ○「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、2020年までに25～44歳までの女性の就業率73%、第1子出産前後の女性の継続就業率55%、男性の育児休業取得率13%の数値目標を掲げるとともに、「『同一価値労働同一賃金』に向けた均等・均衡待遇を推進する」とこととされています。 ○「第3次男女共同参画白書」(平成22年12月17日閣議決定)において、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、男女の仕事と生活の調和に関する成果目標及び各種施策が掲げられています。 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)及び「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する各種施策及び数値目標が掲げられています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)男女均等雇用対策費：男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費</p> <p>本施策に関連し、「次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた企業に対する割増償却の制度」を23年度から行っています。(～平成25年度まで)</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	12,905,209	13,434,528	15,301,049	13,990,718	13,552,763	
		補正予算(b)	0	53,082	128,000	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
	合計(a+b+c)	12,905,209	13,487,610	15,429,049	13,990,718	13,552,763		
	執行額(千円、d)			13,461,953		13,552,763		
執行率(%、d/(a+b+c))			87.3%					
施策に関係する内閣の重要 政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	新成長戦略(閣議決定)	平成22年6月18日		雇用・人材戦略において、以下の数値目標を設定。 2020年までに25～44歳までの女性の就業率73%、第1子出産前後の女性の継続就業率55%、男性の育児休業取得率13% また、同戦略において「『同一価値労働同一賃金』に向けた均等・均衡待遇を推進する」と明記。				

測定指標	指標1 25～44歳までの女性の就業率	基準値	実績値					目標値
		—	18年	19年	20年	21年	22年	32年
		—	64.9%	65.5%	65.8%	66.1%	66.5%	73%
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標2 男性の育児休業取得率	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	前年度以上 /24年度/ 29年度
		—	0.57%	1.56%	1.23%	1.72%	1.38%	前年度以上 /5%以上/ 10%以上
	年度ごとの目標値		前年度 (0.50%)以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上 /3%以上	
	指標3 第1子出産前後の女性の継続 就業率	基準値	実績値					目標値
		—	17年度	—	—	—	22年度	24年度/ 29年度
		—	38%	—	—	—	集計中	45%以上/ 55%以上
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	指標4 3歳までの育児のための 短時間勤務制度の制度普及 率	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	—	38.9%	47.6%	54.3%	56%以上
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	50%以上	

参考資料の情報	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 新成長戦略 URL: http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/ 仕事と生活の調和憲章、仕事と生活の調査推進のための行動指針 URL: http://www8.cao.go.jp/wlb/government/top/index.html 第3次男女共同参画基本計画 URL: http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/ 子ども・子育てビジョン URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html 労働力調査 URL: http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm 雇用均等基本調査 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-21.html 関連事業の行政事業レビューシート URL:
----------------	---

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	雇用均等政策課長 吉本 明子 職業家庭両立課長 塚崎 裕子 短時間・在宅労働課 吉永 和生	報告書作成日	平成23年6月30日
-------	------------	--------	--	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅲ-1-1))

施策目標名	妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査等母子保健衛生対策の充実を図る(施策中目標Ⅲ-1-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)女性及び児童への医療・健康に係る対策を充実すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	近年、わが国における母と子の健康を取り巻く環境は変化してきており、個々の実情や地域の特性などに応じたきめ細やかな母子保健衛生対策の充実が急務となっています。 具体的には、女性の社会進出の進行等に伴う出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性、必要性が一層高まっています。 また、出産年齢の上昇や医療技術の進歩等によって、不妊治療を受ける夫婦の数が増加しており、特定不妊治療を受けた者の子の割合が年間出生数の約2%になるなど、特定不妊治療の果たす役割は大きくなっており、不妊治療を受ける者への精神的、経済的な支援を適切に行うことも重要です。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)母子保健衛生対策費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	18,651,595	19,194,214	19,111,910	22,899,395	26,045,567	
		補正予算(b)	0	79,000,000	2,437,775	11,158,587	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	18,651,595	98,194,214	21,549,685	34,057,982	26,045,567	
	執行額(千円、d)	17,333,249	97,308,506	20,619,312	33,191,455			
執行率(%、d/(a+b+c))	92.9%	99.1%	95.7%	97.5%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	子ども・子育てビジョン(閣議決定)		平成22年1月29日		施策に関する数値目標 不妊専門相談センター 全都道府県・指定都市・中核市(平成26年度)			
	民主党Manifesto2010		平成22年6月		「出産育児一時金、不妊治療支援など出産にかかわる支援策を拡充します。」			

測定指標	指標1 妊産婦死亡率 (出産10万対)	基準値	実績値					目標値
		—	18年	19年	20年	21年	22年	23年
	—	4.8	3.1	3.5	4.8	集計中	前年以下	
年度ごとの目標値			前年以下	前年以下	前年以下	前年以下	前年以下	

参考資料の情報	子ども・子育てビジョン URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html 民主党Manifesto2010 URL: http://www.dpj.or.jp/policies/manifesto2010 人口動態調査(指標1関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html
---------	---

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	母子保健課長 泉陽子	報告書作成日	平成23年6月30日
-------	------------	--------	------------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅲ-1-2))

施策目標名	地域における子ども・子育て支援策を推進する(施策中目標 Ⅲ-1-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 (施策目標1)地域における子ども・子育て支援策を推進する							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	市町村が策定する市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるための次世代育成支援対策交付金(平成17年度創設)を交付しています。 根拠法令:次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)児童育成事業費:地域子育てに必要な経費(全部) (項)地域子育て支援対策費:地域子育て支援の推進に必要な経費(全部) 地域子育て支援対策に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	—	48,299,908	49,588,671	36,701,914	50,442,792	—
		補正予算(b)	—	-3,167	105,724	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	-15,119	—	—
		合計(a+b+c)	—	48,296,741	49,694,395	36,686,795	—	—
	執行額(千円、d)	—	46,104,660	47,287,745	35,448,153	—	—	
執行率(%、d/(a+b+c))	—	95.5%	95.2%	96.6%	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	「子ども・子育てビジョン」	平成22年1月29日 閣議決定		「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る」				

測定指標	指標1 地域子育て支援拠点事業の実施施設か所数(市町村単独分を含む)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
	—	—	—	—	7,134か所	—	10,000か所	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	指標2 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
	—	—	58.2%	72.2%	84.1%	89.2%	100%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	指標3 養育支援訪問事業の実施市町村割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
	—	24.6%	42.9%	45.3%	55.4%	59.5%	100%	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	指標4 ファミリー・サポート・センター事業の実施施設か所数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
	—	480か所	527か所	572か所	602か所	637か所	950か所	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	指標5 一時預かり事業の利用児童数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
	—	—	—	—	延べ305万人	延べ340万人	延べ3,952万人	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
指標6 ショートステイ事業の実施施設か所数	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度	
—	511か所	546か所	592か所	637か所	626か所	870か所		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		
指標7 トワイライトステイ事業の実施施設か所数	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度	
—	236か所	268か所	311か所	330か所	339か所	410か所		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		

	指標8 子どもを守る地域ネットワーク (要保護児童対策地域協議会) の調整機関に専門職員を配置 している市町村割合	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
		-	-	-	-	58.3%	61.6%	80.0%
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	

参考資料の情報	「子ども・子育てビジョン」 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/vision-zenbun.pdf
----------------	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	総務課少子化対策企画室長 黒田秀郎	報告書作成日	平成23年6月
-------	------------	--------	-------------------	--------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅲ-1-3))

施策目標名	就学前児童の保育ニーズに対応した保育サービスを確保する(施策中目標Ⅲ-1-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 保育所の受入児童数を拡大すること (施策小目標2) 必要なときに利用できる多様な保育サービスを充実させること。 (施策小目標3) 認定こども園の普及促進を図ること。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	都市部を中心として、依然として待機児童が多く生じており、その数は2010(平成22)年4月現在、約2万6千人となるなど、保育所の定員増にもかかわらず、3年連続で増加しています。こうした中、2010年1月29日に策定した「子ども・子育てビジョン」では、保育サービスの定員を2009(平成21)年度の215万人から2014(平成26)年度に241万人とする目標を掲げ、待機児童解消に向けた取り組みを進めています。今後、「子ども・子育てビジョン」で掲げる目標の実現に向け、待機児童解消策の一層の取組みを推進します。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 保育所運営費(全部) (項) 児童育成事業費(一部) (項) 地域子育て支援対策費(一部) (項) 子ども・子育て支援対策費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	313,579,917	331,324,944	344,960,767	379,777,450	402,319,792	
		補正予算(b)	0	0	-6,981,460	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	313,579,917	331,324,944	337,979,307	379,777,450	402,319,792	
	執行額(千円、d)	299,904,883	315,748,288	329,164,490	370,621,640			
執行率(%、d/(a+b+c))	95.6%	95.3%	97.4%	97.6%				
※本施策目標に対し、上記の他「安心子ども基金の内数」+「次世代育成支援対策交付金の内数」を加える。								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	子ども・子育てビジョン	平成22年1月29日		施策に関する数値目標 認可保育所等 241万人(平成26年度)				

測定指標	指標1 3歳未満児への 保育サービス提供割合	基準値	実績値(各年度4月1日付)					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度末
	—	19.6%	20.3%	21.0%	21.7%	22.8%	35%	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—	

参考資料の情報	子ども・子育てビジョン URL: http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html
---------	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	保育課長 今里讓	報告書作成日	平成23年6月20日
-------	------------	--------	----------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅲ-1-4))

施策目標名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供する。(施策中目標 Ⅲ-1-4)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)放課後児童クラブの登録児童数を拡大する。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを事業の目的とし、現在は以下の通知等によりその推進を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」 (文部科学省事務次官、厚生労働省事務次官連名通知 平成19年3月30日 18文科生第586号、厚生労働省発雇児第0330019号) ・「放課後子どもプラン推進事業の実施について」 (文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知 平成19年3月30日 18文科生第587号、雇児発第0330039号) ・子ども子育てビジョン(平成22年1月29日 閣議決定) 							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)児童育成事業費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	—	24,866,418	35,122,610	47,100,450	41,733,329	
		補正予算(b)	—	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	—	34,234	32,244	△ 5,712,668	0	
		合計(a+b+c)	—	24,900,652	35,154,854	41,387,782	41,733,329	0
	執行額(千円、d)	—	21,733,908	28,816,104	39,671,161			
執行率(%、d/(a+b+c))	—	87.3%	82.0%	95.9%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	子ども・子育てビジョン(閣議決定)	平成22年1月29日		施策に関する数値目標 ・平成26年度までに32%のサービス提供割合を目指す				

測定指標	指標1 【放課後児童クラブの提供割合】	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
	—	17.7%	19.0%	20.2%	20.8%	21.2%	32.0%	
年度ごとの目標値			—	—	—	—	—	

参考資料の情報	<p>○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【各年5月1日現在 雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ】 URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000ukvz.html (平成21年度及び平成22年度)</p> <p>○文部科学省「学校基本調査」【各年5月1日現在】 URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm</p>
---------	---

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	真野 寛	報告書作成日	平成23年6月20日
-------	------------	--------	------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅲ-1-6))

施策目標名	ひとり親家庭の自立を支援する(施策中目標 Ⅲ-1-6)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)ひとり親家庭の自立を支援するための相談体制を充実させること。 (施策小目標2)母子家庭の母等の就業支援を実施し、自立を促進すること。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等の改正により、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進しています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)母子家庭等対策費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,918,579	2,305,460	2,744,217	3,474,220	3,537,607	
		補正予算(b)	0	133,674	686,805	0		
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,918,579	2,439,094	3,431,222	3,474,220	3,537,607	
	執行額(千円、d)	1,841,138	2,227,410	3,430,902	3,474,220			
執行率(%、d/(a+b+c))	96.0%	91.3%	100%	100%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標2 自立支援教育訓練給付金事業 の実施自治体数の割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
	—	72.1%	81.9%	88.7%	90.0%	—	100%	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—		
	指標2 高等技能訓練促進費等事業の 実施自治体数の割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
	—	53.6%	63.0%	74.3%	81.8%	—	100%	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—		
	指標3 母子自立支援員の配置数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	1,446	1,458	1,553	1,557	—	23年度/前年度	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—		

参考資料の情報	<p>関連法令 母子及び寡婦福祉法 URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S39/S39HO129.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/414a.pdf</p>
---------	---

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	家庭福祉課母子家庭等自立支援室長 竹林悟史	報告書作成日	平成23年6月30日
-------	------------	--------	-----------------------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅲ-1-7))

施策目標名	子ども手当の支給により、子ども一人ひとりの育ちを支援する。(施策中目標Ⅲ-1-7)							
施策の概要	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、中学校修了前までの子どもについて、子ども手当を支給する。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>平成22年度において、中学校修了前までの子ども一人につき、月額1万3千円の子ども手当をその父母等に支給することを内容とする、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案」を第174回通常国会に提出し、同年3月に成立した。</p> <p>また、平成23年度においては、①3歳未満の子ども一人につき月額7千円を上積みすること、②地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設けること等を内容とする平成23年度子ども手当支給法を第177回通常国会に提出したが、その後撤回。</p> <p>「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」が平成23年3月に成立し、同年4月～9月までの6か月間についても、これまでと同じ月額1万3千円の子ども手当が引き続き支給されることとなった。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)児童手当及子ども手当交付金(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	-	-	-	1,669,884,126	2,122,589,696	
		補正予算(b)	-	-	-	0	-188,734,350	
		繰越し等(c)	-	-	-	16,832,879	0	
		合計(a+b+c)	-	-	-	1,686,717,005	1,933,855,346	
	執行額(千円、d)		-	-	-	1,686,689,851		
執行率(%、d/(a+b+c))		-	-	-	100%			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	①施政方針演説(鳩山総理) ②施政方針演説(菅総理)			①平成22年1月29日 ②平成23年1月24日		①所得制限を設けず、月額1万3千円の子ども手当を創設 ②3歳未満の子ども手当は月2万円に増額し、保育や地方独自の子育て支援のため5百億円の交付金を新設		

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	子ども手当を子どものために使った人(予定を含む)の割合	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	速やかに
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	集計中	100%

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL:http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 子ども手当について URL:http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/100402-1.html 子ども手当の用途に関する調査 URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000xf8c.html</p>
---------	---

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	子ども手当管理室 鹿沼 均	報告書作成日	平成23年6月15日
-------	------------	--------	---------------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-1))

<p>施策目標名</p>	<p>地域の医療連携体制を構築する(施策中目標 IV-1-1)</p>						
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)医療計画に基づく医療連携体制を構築すること (施策小目標2)救急医療体制を整備すること (施策小目標3)周産期医療体制を確保すること (施策小目標4)小児医療体制を整備すること (施策小目標5)災害医療体制を整備すること (施策小目標6)へき地保健医療対策を推進すること (施策小目標7)病院への立入検査の徹底 (施策小目標8)医療法人等の経営の安定化を図ること</p>						
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>○ 医療法(昭和23年法律第205号)により、 ・国は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制(以下「医療提供体制」という。)の確保を図るための基本的な方針を定め、都道府県は、当該方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画(以下「医療計画」という。)を定める ※ 都道府県は、四疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)五事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))ごとに、必要な医療機能(目標、医療機関に求められる事項等)と各医療機能を担う医療機関の名称等を医療計画に記載し、地域の医療連携体制を構築。 ・都道府県等は、必要があると認めるときは、病院に対して、立入検査等を実施することとされています。 ○ 消防法(昭和23年法律第186号)により、都道府県は、傷病者の搬送・受入れの実施基準を定めることとされています。 ○ 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)により、国は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の全国的な確保を図っているところです。</p>						
<p>予算書との関係 ・関連税制</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療提供体制確保対策費:医療提供体制確保対策に必要な経費(一部) 医療提供体制確保対策の推進に必要な経費(一部) (項)医療提供体制基盤整備費:医療提供体制の基盤整備に必要な経費(一部) (項)医療従事者資質向上対策費:(一部)</p>						
<p>施策の予算額・執行額等 (「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。)</p>	<p>区分</p>	<p>19年度</p>	<p>20年度</p>	<p>21年度</p>	<p>22年度</p>	<p>23年度</p>	<p>24年度要求額</p>
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p> <p>第174回国会 鳩山内閣総理大臣施政方針演説</p>		<p>年月日</p> <p>平成22年1月29日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所)</p> <p>「乳幼児からお年寄りまで、誰もが安心して医療を受けられるよう、その配分も大胆に見直し、救急・産科・小児科などの充実を図ります。」 「消防と医療の連携などにより、救急救命体制を充実させます。」</p>		

※22年度、23年度において、予算の組み替えが行われ、新たに産科医療、在宅医療等に係る経費が追加されています。

測定指標	指標1 自宅で死亡する者の数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	131,854	136,437	144,771	141,955	集計中	前年以上
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—
	指標2 心肺停止者の一ヶ月後の生存率(上段)・社会復帰率(下段)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	8.4% 4.1%	10.2% 6.1%	10.4% 6.2%	11.4% 7.1%	集計中	前年以上
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—
	指標3 周産期死亡率(出産1,000対)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	4.7	4.5	4.3	4.2	集計中	前年以下
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—
	指標4 幼児(1～4歳)死亡率(人口10万対)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	24.6	22.8	22.3	21.2	集計中	前年以下
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—
	指標5 病院の耐震化率	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度
		—	—	—	50.8	56.2	—	78.1
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—
	指標6 無医地区等における医療活動(巡回診療、代診医派遣等)回数	基準値	実績値					目標値
—		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
—		21,511	20,136	34,652	34,591	集計中	前年度以上	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—	
指標7 病院への立入検査における指摘に対する遵守率	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	—	97.2	96.4	97.3	97.8	集計中	前年度以上	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—	

※指標1～4の実績値については年単位の集計

参考資料の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法(総務省ホームページ) URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO205.html ・消防法(総務省ホームページ) URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO186.html ・救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(総務省ホームページ) URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H19/H19HO103.html
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年 人口動態統計の年間推計 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikai09/index.html ・平成21年 人口動態統計(確定数)の概況 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei09/index.html ・「救急医療の今後のあり方に関する検討会」(平成20年7月中旬取りまとめ) URL: http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/07/s0730-21.html ・「周産期医療と救急医療の確保と連携に関する懇談会」(平成21年3月報告書) URL: http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/03/s0305-7.html ・「重篤な小児患者に対する救急医療体制の検討会」(平成21年7月中旬取りまとめ) URL: http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/07/s0708-3.html ・「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」(平成20年度中央防災会議決定) URL: http://www.bousai.go.jp/chubou/22/shiryo4-2.pdf ・「へき地保健医療対策検討会」(平成22年3月報告書) URL: http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/04/s0401-4.html
	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省による行政評価・監視(小児医療関係) URL: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo_19.html
	<ul style="list-style-type: none"> ・人口動態調査(総務省ホームページ) URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_tstatCode=000001028897&requestSender=dsearch ・病院の耐震改修状況調査の結果について URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000003jyl.html ・医療法第25条に基づく立入検査結果について(平成20年度分) URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000068ds.html

担当部局名	医政局	作成責任者名	指導課長 新村和哉	報告書作成日	平成23年7月
-------	-----	--------	-----------	--------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-3))

施策目標名	医療従事者の資質向上を図る(施策中目標IV-1-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 医師・歯科医師の臨床研修を推進すること (施策小目標2) 医療従事者等に対する研修を実施すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>◆(施策小目標1)について 医師・歯科医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な能力を習得することにより資質の向上を図ることを目的とし、医師については2年以上、歯科医師については1年以上、臨床における研修を義務付けており、これに基づき、厚生労働大臣が指定した臨床研修病院において、臨床研修を実施している。 (根拠法令: 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の2)</p> <p>◆(施策小目標2)について 保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修(保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。)を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないとされており、新人看護職員を対象とした臨床研修、専門分野における質の高い看護職員の育成を目的とした研修など、看護職員の資質向上を目的とした研修を実施している。 (根拠法令: 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第28条の2)</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 医療従事者確保対策費 (項) 医療従事者資質向上対策費 (項) 医療提供体制基盤整備費							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	19,907,211	19,887,919	20,255,434	21,343,746	18,060,426	
		補正予算(b)	0	0	0	0		
		繰越し等(c)	0	0	0	0		
		合計(a+b+c)	19,907,211	19,887,919	20,255,434	21,343,746	18,060,426	
	執行額(千円、d)	18,940,771	19,596,159	19,819,754	集計中			
執行率(%、d/(a+b+c))	95.1%	98.5%	97.8%	集計中				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	医師研修医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合)	基準値	実績値					目標値
		22年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		【P】	-	-	74%	74%	【P】	【P】
		年度ごとの目標値	-	-	-	74%	74%	-
	歯科医師研修歯科医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合)	基準値	実績値					目標値
		23年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			-	-	-	-	【P】	【P】
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	看護師等における講習会・研修会等の修了者人数	基準値	実績値					目標値
		22年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			19,822	18,658	18,461	15,613	【P】	【P】
		年度ごとの目標値	-	18,428	19,822	18,658	18,461	15,613
【参考】 臨床研修指導医における講習会の修了者人数	実績値							
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—	
	—	4,816	4,627	8,676	6,772	5,590	—	

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html</p>
---------	---

担当部局名	医政局	作成責任者名	医事課長 村田善則	報告書作成日	平成23年6月28日
-------	-----	--------	-----------	--------	------------

(注) 歯科医師臨床研修については、歯科保健課長 上條英之
 看護師等の講習会・研修会については、看護課長 岩澤和子

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-4))

施策目標名	医療安全確保対策を推進する(施策中目標 IV-1-4)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 医療の質と安全性の向上を図ること (施策小目標2) 医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底を図ること (施策小目標3) 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○医療法(昭和23年法律第205号)により、 ・国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下、「都道府県等」)は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講じるよう努める ・国は、医療安全支援センターにおける事務の適切な実施に資するため、都道府県等に対し、医療の安全に関する情報の提供を行うほか、医療安全支援センターの運営に関し必要な助言その他の援助を行うこととされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 医療安全確保推進費							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	279,331	300,430	462,962	390,080	355,955	
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	279,331	300,430	462,962	390,080	355,955	
	執行額(千円、d)	259,382	297,021	417,298	集計中			
執行率(%、d/(a+b+c))	93%	99%	90%	#VALUE!				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	医療事故情報収集・分析・提供事業の参加登録医療機関の数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	300	285	283	427	578	578
		年度ごとの目標値	—	300	285	283	427	—
	医療安全対策加算1届出医療機関の割合(H21'までは医療安全対策加算)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	12.0	15.9	17.3	18.3	23年7月頃公表	—
		年度ごとの目標値	—	12.0	15.9	17.3	18.3	—
	医療安全対策加算2届出医療機関の割合(H22に創設)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	—	—	—	23年7月頃公表	—
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—

参考資料の情報							
---------	--	--	--	--	--	--	--

担当部局名	医政局	作成責任者名	医療安全推進室長 渡辺真俊	報告書作成日	平成23年7月1日
-------	-----	--------	------------------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-5))

施策目標名	政策医療を向上・均てん化させる(施策中目標IV-1-5)							
施策の概要	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)政策医療を開発・確立すること。 (施策小目標2)政策医療の均てん化を図ること。 ※なお、独法通則法に基づき、独立行政法人国立病院機構及び高度専門研究医療研究センターについて独法評価委員会で実績評価が実施されています。</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	国民の健康に重大な影響がある、がん・循環器病等に対する高度先駆的な医療など、国の医療政策として担うべき医療(政策医療)について臨床研究、教育研修および情報発信などを行い、効率的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図っています。							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>◎一般会計予算</p> <ul style="list-style-type: none"> (項) 独立行政法人国立病院機構運営費(全部) (項) 独立行政法人国立病院機構施設整備費(全部) (項) 独立行政法人国立病院機構出資金(全部) (項) 独立行政法人国立がん研究センター運営費(全部) (項) 独立行政法人国立がん研究センター施設整備費(全部) (項) 独立行政法人国立がん研究センター出資金(全部) (項) 独立行政法人国立循環器病研究センター運営費(全部) (項) 独立行政法人国立循環器病研究センター施設整備費(全部) (項) 独立行政法人国立循環器病研究センター出資金(全部) (項) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費(全部) (項) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費(全部) (項) 独立行政法人国立国際医療研究センター運営費(全部) (項) 独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費(全部) (項) 独立行政法人国立成育医療研究センター運営費(全部) (項) 独立行政法人国立成育医療研究センター施設整備費(全部) (項) 独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費(全部) (項) 独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費(全部) (項) 医療提供体制基盤整備費(一部) <p>◎国立高度専門医療センター特別会計(平成21年度をもって廃止)</p> <ul style="list-style-type: none"> (項) 政策医療推進費(全部) (項) 施設整備費(全部) (項) 国債整理基金特別会計へ繰入(全部) (項) 医療技術開発等研究費(全部) 							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	202,620,902	203,166,105	203,926,833	85,905,660	71,862,668	
		補正予算(b)	1,459,142	4,959,332	87,255,643	49,866,785	3,187,163	
		繰越し等(c)	△ 764,222	△ 2,239,257	18,183,796	△ 11,328,650	13,167,996	
		合計(a+b+c)	203,315,822	205,886,180	309,366,272	124,443,795	88,217,827	
執行額(千円、d)		151,147,831	156,038,151	223,250,701	44,470,607			
執行率(%、d/(a+b+c))		98.49%	98.74%	84.76%	99.84%			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	464	427	533	1,087	調査中	前年度以上
		年度ごとの目標値	—	464	427	533	1,087	—
	発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的科学雑誌に掲載された科学論文)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	2,961	3,073	3,145	5,171	調査中	前年度以上
		年度ごとの目標値	—	2,961	3,073	3,145	5,171	—
	研修会受入人数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
—		8,201	12,215	23,397	237,742	調査中	前年度以上	
年度ごとの目標値		—	8,201	12,215	23,397	237,742	—	

ホームページアクセス件数	基準値	実績値					目標値
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	18,337,788	26,196,683	36,830,123	55,698,319	調査中	前年度以上
年度ごとの目標値	—	18,337,788	26,196,683	36,830,123	55,698,319	—	

※平成17年度から20年度の実績値については、国立高度専門医療センター分のみである。

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます)</p> <p>http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=hourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%8d%82%93%78%90%ea%96%e5%88%e3%97%c3&EFSNO=84&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=100 (高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律)</p> <p>http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=hourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%8d%91%97%a7%95%61%89%40%8b%40%8d%5c%96%40&EFSNO=54&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=5 (独立行政法人国立病院機構法)</p> <p>関連事業の行政事業レビューシート</p> <p>URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/index.html</p>
---------	---

担当部局名	医政局	作成責任者名	国立病院課長 池永敏康	報告書作成日	平成23年6月1日
-------	-----	--------	-------------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-6))

施策目標名	新医薬品・医療機器の創出等を促進するとともに、医薬品・医療機器産業の振興を図る(施策中目標 IV-1-6)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)新医薬品・医療機器に係る研究開発の促進、治験環境の整備等を図ること (施策小目標2)有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器の迅速な承認審査を推進すること (施策小目標3)医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、安全性が高く優れた日本発の革新的な医薬品の研究開発、治験環境の整備、承認審査の迅速化等を行うこととされています。 また、本年6月17日の政府・与党社会保障改革検討本部第4回成案決定会合において、「社会保障・税一体改革成案」が示され、ドラッグラグ・デバイスラグの早期解消や後発医薬品の使用促進を行うこととされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医薬品等研究開発推進費 (項)医薬品承認審査等推進費 ※平成20年度より予算体系を大幅に変更したため、平成19年度の予算額及び決算額を記載することができません。							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	—	3,012,613	4,060,688	4,610,490	5,803,425	
		補正予算(b)	—	0	1,660,953	128,515	0	
		繰越し等(c)	—	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	—	3,012,613	5,721,641	4,739,005	5,803,425	
	執行額(千円、d)	—	—	5,123,812	4,537,467			
執行率(%、d/(a+b+c))	—	—	89.55%	95.75%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	・新成長戦略	平成22年6月18日		安全性が高く優れた日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進する。産官学が一体となった取組や創薬ベンチャーの育成を推進し、新薬、再生医療等の先端医療技術、情報通信技術を駆使した遠隔医療システム、ものづくり技術を活用した高齢者用パーソナルモビリティ、医療・介護ロボット等の研究開発・実用化を促進する。その前提として、ドラッグラグ、デバイスラグの解消は喫緊の課題であり、治験環境の整備、承認審査の迅速化を進める。				

測定指標	新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	13.7か月	12.3か月	15.4か月	11.9か月	9.2か月	9か月
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	新医薬品(通常品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	20.3か月	20.7か月	22.0か月	19.2か月	14.7か月	12か月
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	25年度
		—	—	15.7か月	16.1か月	13.9か月	15.1か月	10か月
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	新医療機器(通常品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	25年度
		—	19.0か月	20.0か月	21.3か月	19.3か月	20.5か月	14か月
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
ドラッグ・ラグの解消	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	—	2.4年	3.4年	2.2年	2.0年	集計中	—	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		
デバイス・ラグの解消	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	25年度	
	—	17か月	14か月	23か月	36か月	集計中	—	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		
後発医薬品の市場規模(数量全体に占める割合(率))	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度	
	—	16.90%	18.70%	—	20.20%	—	30%	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		
※デバイス・ラグの数値については、新医薬品と比較して新医療機器として承認される品目数が少なく増減が多くなること、また、世界で先行して承認されている未承認医療機器の掘り起こし(申請の促進)による申請ラグの顕在化(長期化する傾向があること)に留意が必要です。								

参考資料の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ・ http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000u8kz-att/2r9852000000u8rx.pdf ○ 新たな治験活性化5カ年計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/s0330-5.html ・ http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0119-10a.pdf ○ 革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日策定、平成20年5月23日・平成21年2月12日一部改定、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省) <ul style="list-style-type: none"> ・ http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/h0305-1.html ○ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について <ul style="list-style-type: none"> ・ http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuu/kouhatu-iyaku/index.html
----------------	--

担当部局名	医政局経済課 医政局研究開発振興課 医薬食品局審査管理課	作成責任者名	経済課長 鎌田 光明 研究開発振興課長 佐原 康之 審査管理課長 赤川 治郎 医療機器審査管理室長 浅沼 一成	報告書作成日	平成23年8月
-------	------------------------------------	--------	--	--------	---------

医薬品・医療機器産業の動向については、経済課長 鎌田 光明
 新医薬品・医療機器に係る研究開発の促進、治験環境の整備等については、研究開発振興課長 佐原 康之
 医薬品の承認審査については、医薬食品局審査管理課長 赤川 治郎
 医療機器の承認審査については、医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長 浅沼 一成

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-7))

施策目標名	新医薬品・医療機器を迅速に提供する(施策中目標 IV-1-7)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)有効性・安全性の高い新医薬品の迅速な承認審査を推進すること (施策小目標2)有効性・安全性の高い新医療機器の迅速な承認審査を推進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定)において、医薬品・医療機器産業の革新「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日)に基づき、審査の迅速化等を行うとされました。</p> <p>また、本年6月17日の政府・与党社会保障改革検討本部第4回成案決定会合において、「社会保障・税一体改革成案」が示され、ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの早期解消等について、諸改革を行うとされています。 ※「ドラッグ・ラグ」、「デバイス・ラグ」とは、欧米で承認されている医薬品又は医療機器が我が国では未承認であって国民に提供されない状態をいいます。</p>							
予算書との関係	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医薬品承認審査等推進費</p> <p>※平成20年度より、予算体系を大幅に変更したため、平成19年度の予算額及び決算額を記載することができません。</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	—	738,974	688,034	1,581,129	802,655	
		補正予算(b)	—	0	1,660,953	172,461	0	
		繰越し等(c)	—	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	—	738,974	2,348,987	1,753,590	802,655	
	執行額(千円、d)		—	625,783	2,263,830	1,655,310		
執行率(%、d/(a+b+c))		—	84.7%	96.4%	94.4%			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	・革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略 ・経済財政改革の基本方針2007		・平成19年4月26日 ・平成19年6月19日		・医薬品・医療機器産業を日本の成長牽引役へ導くとともに、世界最高水準の医薬品・医療機器を国民に迅速に提供することを目標とする。 ・「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」を着実に実施する。			

測定指標	新医薬品(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	13.7か月	12.3か月	15.4か月	11.9か月	9.2か月	9か月
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—
	新医薬品(通常品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	20.3か月	20.7か月	22.0か月	19.2か月	14.7か月	12か月
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—
	新医療機器(優先審査品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	25年度
		—	—	15.7か月	16.1か月	13.9か月	15.1か月	10か月
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—
	新医療機器(通常品目)の総審査期間(中央値)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	25年度
		—	19.0か月	20.0か月	21.3か月	19.3か月	20.5か月	14か月
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—
	ドラッグ・ラグの解消	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	2.4年	3.4年	2.2年	2.0年	集計中	0
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—
デバイス・ラグの解消	基準値	実績値					目標値	
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	25年度	
	—	17か月	14か月	23か月	36か月	集計中	0	
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—	

※デバイス・ラグの数値については、新医薬品と比較して新医療機器として承認される品目数が少なく増減が多くなること、また、世界で先行して承認されている未承認医療機器の掘り起こし(申請の促進)による申請ラグの顕在化(長期化する傾向があること)に留意が必要です。

参考資料の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ がん対策基本法案に対する附帯決議(平成18年6月15日、第164回国会参議院厚生労働委員会) http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/164/f069_061501.pdf ○ 肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議(平成20年1月10日、第168回国会参議院厚生労働委員会) http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/168/i069_011001.pdf ○ 科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について(平成18年12月25日、総合科学技術会議) http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu62/haihu-si62.html ○ 革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略(平成19年4月26日策定、平成20年5月23日・平成21年2月12日一部改定、内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省) http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/h0305-1.html ○ 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定) http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/cabinet/2008/decision0627.html ○ 医療機器の審査迅速化アクションプログラム(平成20年12月11日 厚生労働省) http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/01/tp0105-2.html ○ 経済危機対策(平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議) http://www5.cao.go.jp/keizai1/2009/0410honbun.pdf ○ 政府・与党社会保障改革検討本部第4回成案決定会合 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/syakaihosyou/kentohonbu/kettei4/gjjsidai.html
----------------	--

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	審査管理課長 成田昌稔 医療機器審査管理室長 関野秀人	報告書作成日	平成23年6月
-------	-------	--------	--------------------------------	--------	---------

医薬品については、医薬食品局審査管理課長 成田昌稔
医療機器については、医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長 関野秀人

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-8))

施策目標名	医薬品等の品質確保、安全対策を徹底する(施策中目標IV-1-8)							
施策の概要	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。</p> <p>(施策小目標1) 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成20年法律第2号)に基づき、給付金請求のための提訴された訴訟について、迅速な訴訟手続きを行い、和解の可否について検討すること</p> <p>(施策小目標2) 医薬品等の安全対策を推進すること</p> <p>(施策小目標3) 医薬品等の品質確保の徹底を図ること</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成20年法律第2号)に基づき、フィブリノゲン製剤などの特定の製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染されたものと裁判において事実確認された、C型肝炎感染者又はその相続人に対し、症状に応じて給付金を支給します。</p> <p>○「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」の最終提言等に基づき、国は、安全対策等の充実・強化を進めています。</p> <p>○薬事法(昭和35年法律第145号)により、国、都道府県等は、医薬品等の品質の確保の徹底を図るため、製造販売業者の品質管理の基準の遵守状況等を調査するほか、立入検査、不良品の回収指導等を行い、不良医薬品の製造及び流通の防止を図っています。</p>							
予算書との関係	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項) 医薬品安全対策等推進費: 医薬品の安全対策等の推進に必要な経費(一部)</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	99,180	115,033	122,257	116,821	107,364	
		補正予算(b)	2,046,200	0	0	950,000	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	2,145,380	115,033	122,257	1,066,821	107,364	
	執行額(千円、d)	2,151,886	94,409	94,630	1,047,075			
執行率(%、d/(a+b+c))	100%	82%	77%	98%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日		・薬害肝炎の問題については、与野党合意の上、感染被害者の全員一律の救済を実現しました。さらに、再発防止に向けた医薬品行政の見直しと、医療費助成や医療健診の拡大などの総合的な肝炎対策を実施してまいります。				

測定指標	指標1 医薬品等副作用情報収集件数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	45,551	52,612	45,675	45,211	集計中	前年度以上	
	年度ごとの目標値	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	—
	指標2 医療情報データベースの設置 病院数(今年度より実施)	基準値	実績値					目標値
		—	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度
—	—	—	—	—	—	—	10	
年度ごとの目標値	—	—	—	1	6	3	—	

参考資料の情報	○ 薬事法(昭和35年法律第145号) URL: http://www.whoirei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=577
	○ 薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会「最終提言」 URL: http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/04/s0428-8.html
○ 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html	
○ 指標1は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の調べによる(請求の取下げも含む)。なお、平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年7月に確定値等を公表の予定。【参考】独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ(平成21年度業務報告)URL: http://www.pmda.go.jp/guide/outline/report/report_21.html	

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	安全対策課長 俵木登美子	報告書作成日	
-------	-------	--------	--------------	--------	--

(注) 政策小目標1については、医薬品副作用被害対策室長 横幕章人
 (注) 政策小目標3については、監視指導・麻薬対策室 國枝卓

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-9))

施策目標名	医薬品の適正使用を推進する(施策中目標IV-1-9)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)薬局機能を強化し、医薬分業を推進するとともに医薬品の適正使用の普及啓発を推進すること (施策小目標2)薬剤師研修を充実すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	医薬品の適正使用を推進するべく、医薬分業の推進、薬局における医療事故の発生予防・再発防止、医療技術の高度化・専門分化の進展に対応できる病院・薬局薬剤師の知識及び技能の養成、チーム医療、地域医療に貢献する薬剤師の養成事業を実施しています。							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 医薬品適正使用推進費: 医薬品の適正使用の推進に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	263,618	328,837	207,321	150,321	58,814	
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	263,618	328,837	207,321	150,321	58,814	
	執行額(千円、d)	185,147	249,961	203,063	150,321			
執行率(%、d/(a+b+c))	70%	76%	98%	100%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	医薬分業率(全国・地域別) (前年度以上/毎年度)	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	55.8%	57.2%	59.1%	60.7%	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値	-	54.1%	55.8%	57.2%	59.1%	60.7%	-
	指標2	基準値	実績値					目標値
	研修・講習会等受講者数の前年度比(各事業の前年度比の平均)(100%以上/毎年度)	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
-		100%	158%	113%	48%	74%	-	
年度ごとの目標値	-	-	166人	262人	296人	142人	-	

参考資料の情報	○薬局ヒヤリ・ハット事例収集事業・分析事業 URL: http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/
---------	---

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	総務課長 中垣 英明	報告書作成日	
-------	-------	--------	------------	--------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-1-10))

施策目標名	安全な血液製剤を安定的に供給する(施策中目標IV-1-10)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)により、①国は血液製剤の安全性の向上・安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策の策定・実施、②地方公共団体は献血に関する住民の理解、献血受入を円滑にするための措置、③採血事業者は献血受入の推進、安全性の向上・安定供給確保への協力、献血者の保護を行うこととされています。</p> <p>○平成23年度の献血の推進に関する計画(平成23年厚生労働省告示第64号)により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定しています。</p> <p>○平成23年度の血液製剤の安定供給に関する計画(平成23年厚生労働省告示第63号)により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定しています。</p>							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)血液製剤対策費:血液製剤対策に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	274,267	269,463	266,103	226,280	176,498	
		補正予算(b)	—	—	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	—	—	
		合計(a+b+c)	274,267	269,463	266,103	226,280	176,498	
	執行額(千円、d)	266,103	269,463	266,103	226,280			
執行率(%、d/(a+b+c))	97%	100%	100%	100%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	毎年度、献血により確保すべき血液の目標量の90%以上 【単位:万リットル】	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	186	190	200	208	190	186
年度ごとの目標値		176	174	177	181	182		

参考資料の情報	<p>○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 (昭和31年法律第160号http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S31/S31HO160.html)</p> <p>○血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針 (平成20年厚生労働省告示第326号)http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/4b.html</p> <p>○平成23年度の献血の推進に関する計画(平成23年厚生労働省告示第64号)</p> <p>○平成23年度の血液製剤の安定供給に関する計画について(平成23年厚生労働省告示第63号)</p>
---------	--

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	血液対策課長 三宅智	報告書作成日	平成23年6月
-------	-------	--------	------------	--------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-2-1))

施策目標名	全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む						
施策の概要	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。</p> <p>(施策小目標1) 保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること</p> <p>(施策小目標2) 保険者の適用・徴収・給付適正化に向けた事務を適切かつ効率的なものとする</p> <p>(施策小目標3) 審査支払機関の事務が適切かつ効率的なものとなるようにすること</p>						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○健康保険法(大正11年法律第70号)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担する。 ・上記のほか、全国健康保険協会の保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に対して、平成21年度までは13%等の補助を行い、平成22年度から平成24年度までは、全国健康保険協会の財政危機に対応して、これらに対して16.4%の補助を行うこととされています。 <p>○国民健康保険法(昭和33年法律第192号)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、市町村に対し、保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額の34%を負担するとともに、国民健康保険の財政を調整するため、市町村に対して当該合計額の全体の9%相当の調整交付金を交付することとされています。 ・国は、国保組合に対し、保険給付、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額の13～32%を補助するとともに、組合の財政力等を勘案して補助を増額することができます。 <p>○高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、後期高齢者医療広域連合に対し、保険給付に要する費用の額の約25%を負担するとともに、後期高齢者医療の財政を調整するため、後期高齢者医療広域連合に対して当該合計額の全体の8%相当の調整交付金を交付することとされています。 <p>これらによって、安定的・効率的な医療保険制度の運営を図っています。</p>						
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項) 医療保険給付諸費：医療保険給付に必要な経費(全部) 医療保険制度の適切な運営に必要な経費(全部) 医療保険制度の推進に必要な経費(全部)</p> <p>(項) 保険医療機関等指導監督実施費：保険医療機関等に対する指導及び監督等に必要な経費(全部)</p>						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	—	6,999,187,747	7,787,567,125	8,157,864,553	8,467,719,940
		補正予算(b)	—	531,357,157	460,938,188	287,690,120	86,444,936
		繰越し等(c)	—	0	4,309,168	4,128,712	0
		合計(a+b+c)	—	7,530,544,904	8,252,814,481	8,449,683,385	8,554,164,876
	執行額(千円、d)	—	7,522,719,130	8,242,311,907	8,446,885,631		
	執行率(%、d/(a+b+c))	—	99.89%	99.87%	99.96%		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(概要・記載箇所)		

測定指標	指標1 各医療保険制度における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	健康保険組合(経常収支)		32.6%	44.8%	68.9%	80.4%	集計中	前年度以下
	市町村国保		52.3%	71.1%	45.4%	53.1%	集計中	前年度以下
	国保組合		43.6%	52.7%	18.2%	38.1%	集計中	前年度以下
	後期高齢者医療広域連合		—	—	0%	14.9%	集計中	財政運営期間(22・23年度)の総収支差が黒字
	年度ごとの目標値 (後期高齢者医療広域連合を除く)		前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	
	年度ごとの目標値 (後期高齢者医療広域連合)				財政運営期間(20・21年度)の総収支差が黒字	財政運営期間(22・23年度)の総収支差が黒字		
	指標2 各医療保険制度の経常収支 【単位：億円】	基準値	実績値					目標値
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	健康保険組合		2,372	600	▲3,189	▲5,235	集計中	収支の均衡を保つ
	市町村国保		1368	422	93	66	集計中	収支の均衡を保つ
	国保組合		771	698	239	▲50	集計中	収支の均衡を保つ
	後期高齢者医療広域連合		—	—	3,007	717	集計中	財政運営期間(22・23年度)を通して均衡を保つ
	全国健康保険協会		1,177	▲1,390	▲2,290	▲4,893	集計中	収支の均衡を保つ
年度ごとの目標値 (後期高齢者医療広域連合を除く)		収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ	収支の均衡を保つ		
年度ごとの目標値 (後期高齢者医療広域連合)				財政運営期間(20・21年度)を通して均衡を保つ	財政運営期間(22・23年度)を通して均衡を保つ			

参考資料の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険組合については、健康保険組合連合会調べによるが、平成21年度の数値は決算見込み値であり、平成23年9月頃確定値を公表予定です。また、平成22年度の数値は現在集計中であり、平成23年9月頃公表予定です。 【参考】健康保険組合連合会ホームページ http://www.kenporen.com/include/press/2010/20100910172618-0.pdf ・ 市町村国保・国保組合については、国民健康事業年報による。平成22年度の数値については、平成24年2月頃に速報値、幣制24年5月頃に確定値を公表予定です。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/seido/kokumin_nenpo.html ・ 後期高齢者医療広域連合については、後期高齢者医療事業年報による。平成22年度の数値については、平成24年2月頃に速報値、平成24年5月頃に確定値を公表予定である。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/seido/kouki_houkoku/h21.html ・ 全国健康保険協会については、 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成19年度以前は、旧政管健保の数値であり ② 平成20年度は、年度前半の旧政管時代を合わせた年度全体の収支であり ③ 平成22年度の数値は、現在集計中です。 ・ 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html (左記の243～287・638)
----------------	--

担当部局名	保険局総務課	作成責任者名	総務課長 武田 俊彦	報告書作成日	平成23年7月4日
-------	--------	--------	------------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-2-2))

施策目標名	生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図る							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)医療保険者における特定健診・特定保健指導を実施すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病予防の観点から内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施を医療保険者に義務付け、中長期的な観点から医療費の適正化を推進しています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療費適正化推進費：特定健診・保健指導に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	52,661,738	44,833,466	29,304,848	24,497,886	
		補正予算(b)	-	-15,246,085	-24,859,539	-6,810,515		
		繰越し等(c)	-	0	0	0		
		合計(a+b+c)	-	37,415,653	19,973,927	22,494,333	24,497,886	
	執行額(千円、d)		-	15,124,210	18,931,058	21,864,377		
執行率(%、d/(a+b+c))		-	40.4%	94.8%	97.2%			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		

測定指標	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者・予備群の数(人)	基準値	実績値					目標値
		20年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
	5,418,272	-	-	5,418,272	5,764,967 (速報値)	-	平成20年度と比べて10%以上減少	
年度ごとの目標値			-	-	前年度以下	前年度以下	前年度以下	

参考資料の情報	<p>・測定指標の出典は以下のとおり 平成20年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/info03n.html 平成21年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況(速報値)について URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/dl/info02a_1.pdf</p> <p>・全国医療費適正化計画の進捗状況に関する評価(中間評価)において、特定健康診査・特定保健指導の取組について評価を行っている。 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshho/iryouseido01/pdf/shinchoku_keikaku.pdf</p>
---------	--

担当部局名	保険局総務課医療費適正化対策推進室	作成責任者名	城 克文 室長	報告書作成日	平成23年7月4日
-------	-------------------	--------	---------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-3-1))

施策目標名	適正な移植医療を推進する(施策中目標IV-3-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 ※小目標の設定なし。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>① 臓器移植対策について 臓器移植については、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。)により、脳死した者の身体からの眼球(角膜)、心臓、肺、肝臓及び腎臓などの移植が制度化されています。 この法律においては、国及び地方公共団体の責務として、移植医療について国民の理解を深めるために必要な施策を講ずることが規定されています。</p> <p>② 骨髄移植及び末梢血幹細胞移植対策について 骨髄移植等対策については、平成3年12月から国(厚生労働省)の主導の下、(財)骨髄移植推進財団が主体となり、日本赤十字社、地方公共団体(都道府県、保健所設置市、特別区)の協力を得て、骨髄バンク事業を実施しています。 また、「非血縁者間骨髄移植等の実施に関する指針」(平成22年健発0907第9号)により、骨髄バンク事業の基本的な考え方や手続きの流れ等について規定するとともに、関係者の役割について明確化しています。</p>							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)……移植医療推進費:移植医療推進事業に必要な経費(一部) :移植医療の推進に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,729,000	1,740,000	1,675,000	1,979,000	1,891,000	調整中
		補正予算(b)	0	0	0	-24,945	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,729,000	1,740,000	1,675,000	1,954,055	1,891,000	
	執行額(千円、d)	1,729,000	1,737,000	1,669,000	1,933,000			
執行率(%、d/(a+b+c))	100.0	99.8	99.6	98.9				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 臓器提供意思表示システム登録者数	基準値	実績値					目標値
		21年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		23,987	4,968	14,095	21,426	23,987	40,803	40,803
	年度ごとの目標値		—	4,968	14,095	21,426	23,987	
	指標2 骨髄バンクドナー登録者数	基準値	実績値					目標値
		21年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
357,378		276,847	306,397	335,052	357,378	380,457	380,457	
年度ごとの目標値		242,858	276,847	306,397	335,052	357,378		

参考資料の情報	○ 関連法令 ・ 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号) http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe2.cgi?MODE=ourei&DMODE=SEARCH&SMODE=NORMAL&KEYWORD=%91%9f%8a%ed%82%cc%88%da%90%41&EFSNO=420&FILE=FIRST&POS=0&HITSU=13 ・ 非血縁者間骨髄移植の実施に関する指針(平成22年健発0907第9号)
	○ 移植希望登録者数((社)日本臓器移植ネットワーク) http://www.jotnw.or.jp/datafile/index.html
	○ 骨髄移植ドナー登録者数及び非血縁者間骨髄移植実施数((財)骨髄移植推進財団) http://www.jmdp.or.jp/data/
	○ 厚生科学審議会疾病対策分科会臓器移植委員会 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f2q.html#shingi34

担当部局名	健康局疾病対策課臓器移植対策室	作成責任者名	臓器移植対策室長 辺見 聡	報告書作成日	
-------	-----------------	--------	---------------	--------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-3-3))

施策目標名	原子爆弾被爆者等を援護すること(施策中目標IV-3-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)被爆者の健康の保持・増進を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号) 原子爆弾の放射能による健康不安を抱える被爆者健康手帳所持者及び健康診断受診者証所持者(第1種)に対し年間、定期2回、希望2回(うち1回をがん検診とすることができる)の健康診断を行う。 この健康診断の結果により、さらに精密な検査を必要とする者については、精密検査を実施する。 健康診断受診者証所持者(第2種)に対しては、年1回の健康診断を受けることができる。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)原爆被爆者等援護対策費:原爆被爆者の援護対策事業に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	3,006,026	2,926,756	2,901,607	2,841,679	2,793,734	調整中
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	3,006,026	2,926,756	2,901,607	2,841,679	2,793,734	調整中
	執行額(千円、d)	2,934,168	2,923,595	2,880,500	2,664,868			
執行率(%、d/(a+b+c))	97.61%	99.89%	99.27%	93.78%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 被爆者健康診断受診率	基準値	実績値					目標値
		前年度同程度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	年度ごとの目標値		78.5%	77.0%	76.2%	74.3%	71.5%	71.5%

参考資料の情報	関連法令(右記検索サイトから検索できます。) http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgibin/t_docframe.cgi?MODE=horei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=384
	関連事業の行政事業レビューシート http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/185a.pdf

担当部局名	健康局総務課指導調査室	作成責任者名	指導調査室長 岡山 健二	報告書作成日	
-------	-------------	--------	--------------	--------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-3-4))

施策目標名	感染症の発生・まん延を防止する(施策中目標IV-3-4)						
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)感染症指定医療機関の充足数 (施策小目標2)予防接種の接種率(麻しん・風しん) (施策小目標3)結核患者罹患率の推移 (施策小目標4)肝疾患診療連携拠点病院の設置都道府県数						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、 ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること」が目的とされており、 ・感染症指定医療機関への入院勧告等、感染症の予防・医療のために各種措置を取ることができる、とされています。 ○予防接種法(昭和23年法令第68号)により、 ・「伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種における健康被害の迅速な救済を図ること」が目的とされており、 ・予防接種を行うこととなっている疾病については、定期予防接種又は臨時予防接種を行うこととされています。また、予防接種による健康被害についてその救済措置を行うこととされています。						
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (組織)厚生労働省本省 (項).....感染症対策費 : 感染症予防事業等に必要経費(一部) 結核に関する試験研究に必要な経費(一部) 感染症の発生・まん延防止に必要な経費(一部) (組織)検疫所 (項).....検疫所業務等実施費 : 検疫業務等に必要経費						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	27,074,928	25,600,031	30,226,263	26,899,370	調整中
	補正予算(b)	-	37,865,241	20,719,696	108,536,131	0	
	繰越し等(c)	-	0	45,594,368	23,553,514	7,135	
	合計(a+b+c)	-	64,940,169	91,914,095	162,315,908	26,906,505	調整中
	執行額(千円、d)	-	32,922,076	57,004,664	139,015,315		
	執行率(%、d/(a+b+c))	-	50.7%	62.0%	85.6%		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 感染症指定医療機関充足率	基準値	実績値					目標値	
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年	
		82.7%	84.2%	86.8%	90.4%	集計中	-	おおむね100%	
	年度ごとの目標値	おおむね100%							
	指標2 予防接種の接種率 (麻しん・風しん)	基準値	実績値					目標値	
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年	
		麻しん	87.0%	94.5%	86.9%	86.9%	集計中	-	おおむね95%
		風しん	89.3%	94.8%	86.9%	87.0%	集計中	-	おおむね95%
	年度ごとの目標値	おおむね95%							
	指標3 結核患者罹患率の推移	基準値	実績値					目標値	
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年	
		20.6	19.8	19.4	19	集計中	-	人口10万人対比15人以下	
		年度ごとの目標値	18						15
	指標4 肝疾患診療連携拠点病院の設置都道府県数	基準値	実績値					目標値	
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度	
		-	17	34	45	46	47	47都道府県	
年度ごとの目標値		47						47	

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8a%b4%90%f5%8f%c7%82%cc%97%5c%96%68&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H10HO114&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1 予防接種法 URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%97%5c%96%68%90%da%8e%ed&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S23HO068&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1</p>
----------------	--

担当部局名	健康局	作成責任者名	結核感染症課長 亀井美登里	報告書作成日	
-------	-----	--------	------------------	--------	--

(注) 肝炎対策関連については、健康局疾病対策課肝炎対策推進室長 神ノ田昌博

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-3-5))

施策目標名	希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること。(施策中目標IV-3-5)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 国家買い上げ及び備蓄を実施すること (施策小目標2) ワクチンの需給安定化を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	希少疾病ワクチン・抗毒素は、極めて市場性に乏しいものであるため、国民の保健衛生上の観点及び緊急治療用として国が買い上げを行い(国家買上)、一定量の備蓄を行い(国家備蓄)、都道府県からの申請に基づく需要量を供給しています。							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 重要医薬品供給確保対策費: 重要医薬品の供給確保に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	44,067	47,351	58,748	58,843	58,843	
		補正予算(b)	—	—	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	—	—	
		合計(a+b+c)	44,067	47,351	58,748	58,843	58,843	
	執行額(千円、d)	42,058	44,705	57,744	58,275			
執行率(%、d/(a+b+c))	95.4%	94.4%	98.3%	99.0%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 希少疾病ワクチン・抗毒素の都道府県からの申請に基づく需要量に占める供給量の割合(単位: %) (100%以上/毎年度) 年度ごとの目標値	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		—	100%	100%	100%	100%	100%	—
	指標2 インフルエンザワクチンの需要量に占める供給可能量の割合(単位: %) 年度ごとの目標値	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	134.1%	113.0%	110.0%	—	118.7%	100.0%
		—	100%	100%	100%	—	100%	—
	【指標1参考統計】 希少疾病ワクチン・抗毒素等の購入計画に占める実際の購入量の割合(%)	実績値						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	—	
【指標2参考統計】 インフルエンザワクチン需要検討会開催(年1回/毎年度)	実績値							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	1	1	1	1	—	1	—	

参考資料の情報	<p>※指標2の平成21年度は、ワクチン製造業者は新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンを製造する必要があったことから、通常のインフルエンザワクチンの供給は前年度実績の約8割程度となる見込みであり、当初から供給量が決まっていたため、需要予測を実施しなかった。また、指標2参考統計の平成21年度においても、同様の理由から当初から供給量が決まっていたため、本検討会を開催しなかった。</p> <p>インフルエンザワクチン需要検討会会議資料 URL: http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#iyaku</p>						
---------	--	--	--	--	--	--	--

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	血液対策課長 三宅智	報告書作成日	平成23年6月〇日
-------	-------	--------	------------	--------	-----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-3-6))

施策目標名	地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する(施策中目標IV-3-6)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○地域保健法(昭和22年法律101号) 第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。</p> <p>2 都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的扶助を与えることに努めなければならない。</p> <p>3 国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県に対し、前2項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。</p> <p>○地域保健法施行令(昭和23年政令77号) 第5条 保健所には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、統計技術者その他保健所の業務を行うために必要な者のうち、当該保健所を設置する法第5条第1項に規定する地方公共団体の長が必要と認める職員を置くものとする。</p>							
予算書との関係 ・関連税制								
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,137	1,139	1,139	1,127	1,127	調整中
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,137	1,139	1,139	1,127	1,127	調整中
	執行額(千円、d)		1,137	1,139	1,139	1,127		
執行率(%、d/(a+b+c))		100	100	100	100			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		

測定指標	指標1 市町村保健師数	基準値	実績値					目標値
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		20,839	20,082	20,087	20,462	20,707	集計中	対前年度以上
	年度ごとの目標値			対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上	対前年度以上
	【参考】指標2 保健師未設置又は一人配置市町村数	実績値						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—
		47	51	45	40	29	集計中	—
【参考】指標3 保健師等における専門職の人数	実績値							
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—	
	57,170	54,315	54,748	54,002	54,476	集計中	—	

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/search1.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/search1.html</p>						
---------	---	--	--	--	--	--	--

担当部局名	健康局総務課保健指導室	作成責任者名	保健指導室長 勝又 浜子	報告書作成日	H23.6.30
-------	-------------	--------	--------------	--------	----------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅳ-3-7))

施策目標名	健康づくりを推進する(施策中目標 Ⅳ-3-7)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)健康づくり対策(栄養・食生活)を推進すること (施策小目標2)健康づくり対策(身体活動・運動)を推進すること (施策小目標3)健康づくり対策(たばこ)を推進すること (施策小目標4)がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)の推進について」(平成12年3月31日付け厚生省発健医第115号厚生事務次官通知)において、健康寿命の延伸等を実現するために、2010年度を目途とした具体的な目標等を提示し、健康に関連する全ての関係機関・団体等を始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な意思決定に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促しています。 ○健康増進法(平成14年法律第103号)により、 ・国は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定める。 ・都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進に関する施策についての基本的な計画を定める。 とされています。 ○がんによる死亡者の減少を図るため、がん対策基本法(平成18年法律第98号)及び同法に基づく「がん対策推進基本計画」(平成19年6月15日閣議決定)等により、がん対策を総合的かつ計画的に推進しています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)健康増進対策費:健康増進対策に必要な経費(一部) 健康増進に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	1,897,480	3,240,893	5,644,730	3,569,803	3,578,690	
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
	合計(a+b+c)		1,897,480	3,240,893	5,644,730	3,569,803	3,578,690	
	執行額(千円、d)		1,545,646	2,654,367	3,930,709	3,561,918		
執行率(%、d/(a+b+c))		81.46	81.90	69.64	99.78			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 メタボリックシンドローム(内蔵脂肪症候群)の該当者割合の減少率(40~74歳)【20年度比】	基準値	実績値				目標値
		20年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
		18.1	—	—	18.1	19.3	平成20年(18.1)より10%以上減少
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	
指標2 メタボリックシンドローム(内蔵脂肪症候群)の予備群割合の減少率(40~74歳)【20年度比】	基準値	実績値				目標値	
	20年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年
		14.9	—	—	14.9	14.2	平成20年(14.9)より10%以上減少
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	
指標3 糖尿病有病者数	基準値	実績値				目標値	
	19年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年
		890	—	890	—	—	1000万人以下
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	
指標4 がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少	基準値	実績値				目標値	
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	27年度
		92.4	90.0	88.5	87.2	84.4	平成17年(92.4)より20%減少
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) 健康増進法URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8c%92%8d%4e%91%9d%90%69%96%40&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H14HO103&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1</p> <p>健康日本21 URL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/ 「健康日本21」中間評価報告書 URL: http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/ugoki/kaigi/pdf/0704hyouka_tyukan.pdf</p> <p>指標4:厚生労働省の人口動態統計に基づき、がん対策情報センターにおいて算出したもの。平成22年度の数字は現在集計中であり、平成23年9月頃に公表予定。 【参考】国立がんセンターがん対策情報センターHPhttp://www.ncc.go.jp/jp/cis/index.html</p>
----------------	--

担当部局名	健康局生活習慣病対策室	作成責任者名	総務課生活習慣病対策室長 野田広	報告書作成日	
-------	-------------	--------	------------------	--------	--

(注)がん関連については、健康局総務課がん対策推進室長 鈴木健彦

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-3-8))

施策目標名	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること(施策中目標 IV-3-8)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)健康危機管理体制を整備すること (施策小目標2)地域における健康危機管理体制の整備を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>○目的 公衆衛生上の緊急事態やテロリズム等国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して迅速かつ適切に対処することを目的としています。</p> <p>○根拠法令等 ・「厚生労働省健康危機管理基本指針」(平成9年1月事務次官決裁) ・「厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令」(平成13年1月厚生労働省訓令第4号) ・「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年12月厚生労働省告示第374号)</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)健康危機管理推進費:健康危機管理の推進に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	76,108	58,201	58,087	47,711	45,595	
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	76,108	58,201	58,087	47,711	45,595	
	執行額(千円、d)	64,525	55,445	50,995	39,853			
執行率(%、d/(a+b+c))	85%	95%	88%	84%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	特になし。							

測定指標	指標1:健康危機管理調整会議の定期開催件数(月2回/毎年度)	基準値	実績値					目標値
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	24	24	23	24	23	24
	年度ごとの目標値	24						
指標2:健康危機管理保健所長等研修会議(前年度以上/各年度)	基準値	実績値					目標値	
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		—	87	66	34	37	89	前年度以上
年度ごとの目標値	前年度以上							

参考資料の情報	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省健康危機管理基本方針 厚生労働省健康危機管理調整会議に係る訓令 						
---------	---	--	--	--	--	--	--

担当部局名	大臣官房厚生科学課	作成責任者名	健康危機管理対策室長 佐々木祐介	報告書作成日	
-------	-----------	--------	---------------------	--------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-4-1))

施策目標名	食品等の安全性を確保する(施策中目標IV-4-1)							
施策の概要	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)食品衛生管理の高度化等、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること (施策小目標2)食品等に関する規格基準の設定を推進すること (施策小目標3)健康食品の安全対策を推進すること (施策小目標4)リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること</p>							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>本施策は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図ることを目的としています。 平成15年における食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、リスク分析手法が導入され、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関として内閣府食品安全委員会が設置された。厚生労働省はリスク管理機関として、食品等の規格基準の策定や、それに基づく監視指導の業務などを行っており、関係省庁や地方自治体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っているところです。 なお、国内に流通する食品の監視指導及び国内の事業者に対する指導は都道府県等が実施します。一方、国は、輸入時における監視及び輸入者に対する指導を実施する等、輸入食品の安全性を確保する役割を担っています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)食品等安全確保対策費 (項)輸入食品検査業務実施費</p>							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	11,085,137	4,474,061	4,636,753	4,198,335	3,427,265	/
		補正予算(b)	-7,742	762,023	0	-31,012	0	/
		繰越し等(c)	0	0	0	-44,256	0	/
	合計(a+b+c)		11,077,395	5,236,084	4,636,753	4,123,067	3,427,265	/
	執行額(千円、d)		11,077,395	5,102,606	3,983,402	3,810,743	/	/
執行率(%、d/(a+b+c))		100%	97%	86%	92%	/	/	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標		基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指標1 大規模食中毒の発生件数	—	6	5	1	2	4	3.6(過去5年の発生件数の平均)以下	
	年度ごとの目標値	/	2.2以下	3.2以下	3以下	2.8以下	3.2以下	
	—	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指標2 許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数	—	845	825	778	898	集計中	前年度以下	
	年度ごとの目標値	/	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	
	—	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指標3 輸入食品のモニタリング検査達成率	—	102	103	105	104	104(速報値)	100	
	年度ごとの目標値	/	100	100	100	100	100	
	—	—	18年	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指標4 輸入食品の規格基準等の違反件数	—	935	1530	1150	1559	1376(速報値)	前年度以下	
	年度ごとの目標値	/	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	
	—	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度

指標5 ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数	基準値	実績値					目標値
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	7	29	16	21	54	前年度以上
年度ごとの目標値	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	—
指標6 健康食品等に関する健康被害報告数	基準値	実績値					目標値
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	15	30	22	27	16	22(過去5年の報告数の平均)以下
年度ごとの目標値	—	76.2以下	43.6以下	30.2以下	26.6以下	—	—
指標7 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合	基準値	実績値					目標値
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	66.4	57.6	49.7	55.6	37.4	60
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	60	—
【参考】指標8 食品の安全に関する意見交換会の参加者数	実績値						
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—
	—	12896	2434	1688	1839	1167	—

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <p>○食中毒統計(指標1関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/index.html</p> <p>○衛生行政報告例(政府統計の窓口)(指標2関係) URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001031469&requestSender=dsearch</p> <p>○輸入食品監視統計(指標4関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/dl/07toukei.pdf</p> <p>○輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果(指標3関係) URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kekka/dl/h21b.pdf</p> <p>○「いわゆる健康食品」による健康被害事例 URL: http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet/jirei/030530-1.html</p> <p>○「食育白書」中のアンケート調査「食品安全確保総合調査」(食品安全委員会)(指標7関係) URL: http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/2011/pdf-honbun.html</p> <p>関連事業の行政事業レビューシート</p> <p>○輸入食品の監視体制強化等事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/325a.pdf</p> <p>○BSE対策など食肉の安全確保対策推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/326a.pdf</p> <p>○農薬等ポジティブリスト制度推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/327a.pdf</p> <p>○食品添加物、食品用器具・容器包装等の安全性確認の計画推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/328a.pdf</p> <p>○食品汚染物質の安全性検証推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/329a.pdf</p> <p>○健康食品の安全性の確保推進事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/330a.pdf</p> <p>○食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/331a.pdf</p> <p>○輸入食品の検査に必要な事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/574a.pdf</p>
---------	---

担当部局名	食品安全部	作成責任者名	企画情報課長 吉野隆之	報告書作成日	
-------	-------	--------	----------------	--------	--

(注) 施策小目標1関連については、監視安全課長 加地祥文
 施策小目標2関連については、基準審査課長 森口裕
 施策小目標3関連については、基準審査課新開発食品保健
 対策室長 温泉川肇彦

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅳ-4-2))

施策目標名	安全で質が高く災害に強い水道を確保する(政策中目標Ⅳ-4-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)水道の運営基盤を強化すること (施策小目標2)安心・快適な給水を確保すること (施策小目標3)安定給水対策・災害対策等の充実を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	水道は国民の生活に不可欠であり、安全な水を安定して供給することが必要です。 水道法(昭和32年法律第177号)及び水道ビジョン(厚生労働省健康局平成16年6月策定(平成20年7月改定))に基づき、安全で質が高く災害に強い水道を確保することに努めています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)厚生労働本省共通費(一部)、(項)水道安全対策費(全部)、(項)水道施設整備費(全部)、(項)国際機関活動推進費(一部)、(項)水道施設整備事業調査諸費(全部)、(項)水道施設災害復旧事業費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	77,175,491	71,068,736	66,661,216	47,100,663	28,444,079	調整中
		補正予算(b)	0	8,448,488	5,600,712	1,838,000	16,000,000	
		繰越し等(c)	△ 5,905,205	△ 6,018,125	5,303,221	6,366,455	23,256,890	
		合計(a+b+c)	71,270,286	73,499,099	77,565,149	55,305,118	67,700,969	
	執行額(千円、d)	71,046,842	68,680,348	63,942,684	53,562,549			
執行率(%、d/(a+b+c))	99.7%	93.4%	82.4%	96.8%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 地域水道ビジョン策定状況 (健康局水道課調べ。全国の上水道事業者数に対する地域水道ビジョン策定済み上水道事業者数の割合(H20年度分より実施のため、それ以前の数値は不明))	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	①25年度 ②毎年度
		-	-	-	①30% ②-	①37% ②123%	①46% ②124%	①100% ②前年度以上
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	指標2 水質基準適合率 (「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	毎年度
		-	99.96%	99.97%	99.97%	集計中	-	100%
		年度ごとの目標値	100%	100%	100%	100%	100%	-
	指標3 耐震化計画策定率 (健康局水道課による「水道事業の運営状況に関する調査」(平成22年3月実施)において、基幹管路の耐震化計画について「計画がある」と回答した水道事業者等の割合(H21年度分より実施のため、それ以前の数値は不明))	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	①H25年度 ②毎年度
-		-	-	-	①22% ②-	-	①100% ②前年度以上	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

参考・関連資料等	関連法令 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/index.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html (事業番号333~343及び557) 地域水道ビジョン策定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html 水道事業における耐震化の状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000ynl2.html					
----------	--	--	--	--	--	--

担当部局名	健康局	作成責任者名	水道課長 石飛博之	評価書作成日	平成23年6月23日
-------	-----	--------	-----------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-4-4))

施策目標名	国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止する(政策中目標IV-4-4)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)毒物・劇物の適正な管理を推進すること (施策小目標2)化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進すること (施策小目標3)家庭用品等身の回りの化学物質の安全性を確保すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	生活環境で使用されている化学物質について、 ①急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いものを規制。(毒物及び劇物取締法) ②人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止。(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律) ③有害物質を含有する家庭用品について必要な規制を実施。(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律) により、化学物質による人の健康被害を防止することを目標としている。							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)化学物質安全対策費							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	710	701	526	656	550	
		補正予算(b)	0	0	0	-107	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	710	701	526	549	550	
	執行額(千円、d)		646	607	466	444		
執行率(%、d/(a+b+c))		91%	87%	89%	81%			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		

測定指標	毒物及び劇物取締法違反の改善確認率	基準値	実績値					目標値	
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
		—	49.10%	65.80%	78.80%	78.30%	72.90%	前年度	
	年度ごとの目標値		—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	—
	化学物質(96物質)の安全性点検の実施 ※22年度限りの事業	基準値	実績値					目標値	
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度までに	
		—	40	52	78	86	95	96物質	
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	—	
	家庭用品試買等試験検査における違反率	基準値	実績値					目標値	
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
—		0.29	0.43	0.40	0.52	集計中	1.0%以下		
年度ごとの目標値		—	1.0%以下	1.0%以下	1.0%以下	1.0%以下	1.0%以下	—	

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 既存化学物質毒性データベース(JECDB) URL: http://dra4.nihs.go.jp/mhlw_data/jsp/SearchPage.jsp 既存化学物質安全性情報報告物質一覧URL: http://dra4.nihs.go.jp/mhlw_data/jsp/ListPage.jsp 家庭用品違反率年度別推移(物質別・家庭用品別) URL: http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/jichitai.html</p>
---------	--

担当部局名	医薬食品局	作成責任者名	審査管理課 化学物質安全対策室長 長谷部 和久	報告書作成日	平成23年6月
-------	-------	--------	-------------------------------	--------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-4-5))

施策目標名	生活衛生の向上・推進を図る(施策中目標IV-4-5)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること (施策小目標2)建築物衛生の改善及び向上等を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業について、衛生水準の確保及び振興を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与する。 (生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)) ○多数の者が使用・利用する建築物の衛生環境の改善及び向上を図ることにより、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与する。 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号))							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)生活衛生対策費 <関連税制> ・生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	1,796,561	2,055,645	2,164,566	2,289,064	調整中
		補正予算(b)	-	108,634	904,145	223,000		
		繰越し等(c)	-	0	0	0		
		合計(a+b+c)	-	1,905,195	2,959,790	2,387,566	2,289,064	
	執行額(千円、d)	-	1,722,838	2,751,409	2,356,148			
執行率(%、d/(a+b+c))	-	90.4	93.0	98.7				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 振興計画の業種別認定率	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	前年度以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	前年度以上	
	指標2 日本政策金融公庫貸付件数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	16,020	14,675	14,558	12,501	12,081	前年度以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	指標3 クリーニング師研修受講率	基準値	実績値					目標値
		-	第3クール (7~9年度)	第4クール (10~12年度)	第5クール (13~15年度)	第6クール (16~18年度)	第7クール (19~21年度)	第8クール (22~24年度)
		-	45.8	40.5	34.7	31.2	32.0	第7クールに比し倍増
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	指標4 建築物環境衛生管理基準への不適合率	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照	集計中	前年度以下
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	前年度以下	

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 ○株式会社日本政策金融公庫法 ○クリーニング業法 ○建築物における衛生的環境の確保に関する法律 <p>関連事業の行政刷新会議事業仕分け施策・事業シート URL: http://www.cao.go.jp/sasshin/data/shiwake/handout/B-42.pdf</p>						
---------	--	--	--	--	--	--	--

別紙

指標1: 振興計画の業種別認定率(単位: %)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
理容業	100	100	100	100	100
美容業	100	100	100	100	100
興行場業	55.6	55.6	55.6	55.6	57.8
クリーニング業	100	100	100	100	100
公衆浴場業	48.9	48.9	47.7	51.2	51.2
旅館業	100	100	100	100	100
旅館業(簡易宿所)	25.0	25.0	25.0	25.0	50.0
食肉販売業	100	100	100	100	100
食鳥肉販売業	100	100	100	100	100
氷雪販売業	30.8	30.8	30.8	30.8	30.8
飲食店営業(すし店)	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3
飲食店営業(めん類)	100	100	100	100	100
飲食店営業(中華料理業)	95.2	95.2	95.2	95.2	95.2
飲食店営業(社交業)	97.4	97.4	97.4	97.4	100.0
飲食店営業(料理業)	93.5	93.5	93.3	93.3	93.3
喫茶店営業	96.7	96.7	96.7	96.7	96.7
飲食店営業(一般飲食業)	100	100	100	100	100
全業種合計	89.3	89.3	89.2	89.6	90.4

指標4: 建築物環境衛生管理基準への不適合率(単位: %)

	18年度	19年度	20年度	21年度
浮遊粉じんの量	2.3	2.5	2.0	1.9
一酸化炭素含有率	0.4	0.6	0.4	0.5
二酸化炭素含有率	15.3	17.5	17.7	18.4
温度	14.2	16.2	18.6	20.1
相対湿度	42.5	47.4	46.1	46.3
気流	1.4	1.7	1.6	1.8
ホルムアルデヒドの量	1.9	2.6	1.7	1.4
水質基準	0.2	0.6	0.6	0.8
残留塩素含有率	2.0	2.0	2.6	3.1

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-5-1))

施策目標名	医療・介護一体改革推進、介護保険の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する(施策中目標 IV-5-1)						
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、医療・介護一体改革の一定の道筋をつけること (施策小目標2) 必要な介護サービスの量及び質を確保すること (施策小目標3) 認知症高齢者支援対策を推進すること						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としています(平成12年4月に介護保険法施行)。 今後、高齢化が一層進展するとともに、一人暮らしの高齢者の増加や要介護度の重度化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めることが必要であることから、介護保険法を改正しました(一部を除き、平成24年4月施行)						
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 高齢者日常生活支援等推進費: 高齢者の介護予防・健康づくり等に必要経費(一部) (項) 介護保険制度運営推進費: 介護保険制度の適切な運営等に必要経費(一部)						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	当初予算(a)	103,817,518	114,644,512	112,311,505	101,487,312	72,953,011	
	補正予算(b)	-14,440,249	-14,915,628	-8,013,272	-9,226,906	0	
	繰越し等(c)	7,527,713	589,523	-5,924,248	7,099,489	3,987,660	
	合計(a+b+c)	96,904,982	100,318,407	98,373,985	99,359,895	76,940,671	
	執行額(千円、d)	65,449,225	76,850,202	82,528,185	86,704,656		
執行率(%、d/(a+b+c))	67.5%	76.6%	83.9%	87.3%			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	①第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説	①2011/1/24		①介護分野では、二十四時間対応のサービスなど、ひとり暮らしのお年寄りに対する在宅介護を充実させます。			

測定指標	①要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差	基準値	実績値					目標値
		前年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	18.90%	20.40%	19.20%	14.90%	16.30%	前年度に比べ、地域格差を縮小
	年度ごとの目標値	-	-1.5pt	1.2pt	4.3pt	-1.4pt		
	②主要介護給付等適正化事業のうち「縦覧点検・医療情報との突合」を実施する保険者の割合	基準値	実績値					目標値
		前年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	-	68.90%	73.50%	集計中	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	106.68%	集計中		
	③介護施設・地域介護拠点の利用者数	基準値	実績値					目標値
		前年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	898千人	945千人	989千人	1,026千人	1,060千人	前年度以上
	年度ごとの目標値	-	105.20%	104.70%	103.70%	103.31%		
	④介護療養病床数	基準値	実績値					目標値
		前年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	29年度
		-	120千床	109千床	99千床	90千床	83千床	0床
	年度ごとの目標値	-	96千床	72千床	48千床	24千床		
	⑤介護サービス情報の公表事業所数	基準値	実績値					目標値
		前年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
-		93,530	112,171	215,717	243,458	集計中	前年度以上	
年度ごとの目標値	-	119.90%	192.30%	112.90%	集計中			
⑥認知症サポーター数達成率	基準値	実績値					目標値	
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	26年度	
	-	168千人	448千人	928千人	1,662千人	2,463千人	400万人	
年度ごとの目標値	-	4.20%	11.20%	23.20%	41.60%	61.58%		

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標①は、要介護認定等に係る認定調査結果等報告による(老健局老人保健課調べ)。達成率は、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差の縮小率。 指標②は、介護給付適正化推進運動実施状況 調査結果による。 指標③は、平成18年度～22年度介護給付費実態調査月報(4月審査分)による。 指標④は、厚生労働大臣官房統計情報部「病院報告」による。H18～H22(10月) 指標⑤は、介護サービスを提供している事業所のうち、都道府県の指定情報公表センターのホームページにおいて、サービス情報の公表を行っている事業所数(老健局振興課調べ)。 指標⑥は、厚生労働省「認知症を知り地域をつくる」キャンペーン 認知症サポーター100万人キャラバンより 						
担当部局名	老健局	作成責任者名	総務課長 大澤範恭	報告書作成日	平成23年6月30日		

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-5-2))

施策目標名	高齢者の介護予防・健康づくりを推進し、生きがいつくり及び社会参加を促進する(施策中目標 IV-5-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)効率的な介護予防・健康づくりを推進すること (施策小目標2)高齢者の社会参加・生きがいつくりのための活動を支援すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	本施策は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養条の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的としています(平成12年4月に介護保険法施行)。 また、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するため、平成19年度より地域支援事業を実施しています							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)高齢者日常生活支援等推進費:高齢者の介護予防・健康づくり等に必要な経費(一部) (項)介護保険制度運営推進費:介護保険制度の適切な運営等に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	56,975	70,798	71,145	72,908	67,027	
		補正予算(b)	0	-5,044	-4,100	-5,674	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	56,975	65,754	67,045	67,234	67,027	
	執行額(百万円、d)		46,756	60,973	63,089	64,316		
執行率(%、d/(a+b+c))		82.1%	92.7%	94.1%	95.7%			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		

測定指標	①二次予防事業参加者の状態の改善率	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	—	—	—	42.40%	46.30%	集計中	前年度以上	
年度ごとの目標値			—	—	前年度以上	前年度以上	前年度以上	

参考資料の情報	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ ・指標①は、介護予防事業報告による(老健局老人保健課調べ)。
---------	--

担当部局名	老健局	作成責任者名	総務課長 大澤範恭	報告書作成日	平成23年6月30日
-------	-----	--------	-----------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-6-2))

施策目標名	公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図る(施策中目標IV-6-2)					
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)年金記録問題の解決に向けた取組を着実に進めること (施策小目標2)公的年金制度の適正な事業運営を図ること					
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	政府管掌年金事業(厚生年金保険事業及び国民年金事業)については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされており、同法に基づき、厚生労働大臣が定める日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)において、年金記録問題への対応をはじめとして、提供するサービスの質の向上、業務運営の効率化等に関する事項に基づき取組を行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金(厚生年金保険制度及び国民年金制度)に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としています。 【根拠法令等】 ○ 日本年金機構法(平成19年法律第109号) ○ 日本年金機構中期目標(期間:平成22年1月1日～平成26年3月31日)等					
予算書との関係	本施策は、予算書(22年度)の以下の項に対応しています。 (項)業務取扱費 (項)社会保険オンラインシステム費 (項)日本年金機構運営費					
施策の予算額・執行額等 ※繰越額欄(c)は、前年度繰越額を記載	区分		21年度	22年度	23年度	24年度 要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	433,355,886	447,468,343	451,260,040	
		補正予算(b)	48,672,890	0	1,317,685	
		繰越し等(c)	27,581,783	7,411,234	26	
		合計(a+b+c)	509,610,559	454,879,577	452,577,751	
	執行額(千円、d)		438,707,101	435,389,852		
執行率(%、d/(a+b+c))		86.1%	95.7%			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
	・第177通常国会 施政方針演説 ・第177通常国会 大臣所信表明		・平成23年1月24日 ・平成23年2月23日		・年金記録問題の解消に全力を尽くす。 ・年金記録問題に対しては、紙台帳とコンピュータ記録の突合せ、ねんきんネットの充実等により取組を進める。	

	基準値	実績値		目標値
		一年度	21年度	22年度
指標1 年金記録問題の解決に向けた 取組を着実に進めること	—	未解明事案について実態 解明を進めるため、日本 年金機構による各種サン プル調査等の実施に当 たって連携を図るととも に、その結果を基に新た な年金記録回復基準の検 討を行いました。	年金記録回復委員会のご 審議もいただきながら、平 成22年4月に脱退手当金 事案に関する新たな年金 記録回復基準を策定する とともに、未解明事案につ いて実態解明を進めるた め、各種サンプル調査等 を実施し、その結果を基に 新たな年金記録回復基準 の検討を行いました。	未解明事案 について実 態解明を進 めるため、 各種サン プル調査等 を実施し ます。
年度ごとの目標値		—	未解明事案について実態 解明を進めるため、各種 サンプル調査等を実施し ます。	

	基準値	実績値		目標値
	一年度	21年度	22年度	23年度
	指標2 基礎年金番号に未統合になっている記録の統合や解明の状況	—	日本年金機構が「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	日本年金機構が「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。 平成23年3月時点で、平成18年6月に5,095万件あった未統合記録のうち、1,563万件が「既に統合済みの記録」、976万件が「今後、更に解明を進める記録」となりました。
年度ごとの目標値		—	「ねんきん特別便」等の回答に係る記録確認作業を進めます。	
	基準値	実績値		目標値
	一年度	21年度	22年度	23年度
	指標3 受給者・加入者の年金記録の確認の状況	—	受給者・加入者の年金記録について、日本年金機構が「ねんきん特別便」等により確認作業を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	受給者・加入者の年金記録について、日本年金機構が「ねんきん特別便」等により確認作業を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。 年金受給者に送付した名寄せ特別便に対して「訂正なし」と回答した方及び未回答の方のうち、ご本人の記録である可能性が高い方へのフォローアップ調査を引き続き実施しました。平成23年3月末現在で、1,487市区町村において調査を行い、その結果、調査対象81,030人のうち、49,121人の電話番号や住所等が把握され、年金事務所等による確認により、21,320人の記録がご本人のものであることが確認できました。
年度ごとの目標値		—	受給者・加入者の年金記録について、「ねんきん特別便」等による確認作業を行います。	
	基準値	実績値		目標値
	一年度	21年度	22年度	23年度
	指標4 紙台帳検索システムによるコンピュータ記録と紙台帳の突合せの状況	—	日本年金機構が平成22年度中に紙台帳検索システムを構築するための準備作業を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	突合せ作業は、日本年金機構との連携の下、平成22年10月より中央記録突合せセンターにおいて作業を開始した後、順次拡大し、平成23年1月からは全国29箇所に設置したすべての記録突合せセンターで作業を実施しています。
年度ごとの目標値		—	平成22年度中に紙台帳検索システムを構築し、当該システムを用いて、紙台帳等とコンピュータ記録との突合せを、優先順位をつけた上で効率的に実施し、一期4年で全件照合します。	

	基準値	実績値		目標値
	一年度	21年度	22年度	23年度
<p>指標5 年金記録の訂正や再裁定後の年金の支給の処理状況</p>	—	<p>年金記録の統合状況等に 応じて、日本年金機構が 再裁定の迅速な処理を行 うための体制の整備を進 めるに当たって、連携を図 るとともに、必要な指導等 を行いました。</p>	<p>年金記録の統合状況等に 応じて、日本年金機構が 再裁定の迅速な処理を行 うための体制の整備を進 めるに当たって、連携を図 るとともに、必要な指導等 を行いました。 平成23年3月末時点にお ける再裁定の平均処理期 間については、2.2か月と なり、記録問題工程表の 目標の2.5か月から0.3か 月短縮し、未処理件数も 大幅に削減しました。</p>	<p>年金記録の 統合状況等 に 応じて、再 裁定の迅速 な処理を行 います。</p>
<p>年度ごとの目標値</p>		—	<p>年金記録の統合状況等に 応じて、再裁定の迅速な 処理を行うための体制を 整備します。</p>	
	基準値	実績値		目標値
	一年度	21年度	22年度	23年度
<p>指標6 標準報酬等の遡及訂正事案に ついての実態解明や記録回復 の状況</p>	—	<p>日本年金機構が一定の条 件を満たす場合における 年金事務所段階での記録 回復を進めるに当たって、 連携を図るとともに、必要 な指導等を行いました。</p>	<p>日本年金機構が一定の条 件を満たす場合における 年金事務所段階での記録 回復を進めるに当たって、 連携を図るとともに、必要 な指導等を行いました。 平成23年3月末時点で、標 準報酬等の遡及訂正事案 に係る年金事務所におけ る記録回復の実績(累計) は、2,921件となっており、 平成21年度末時点での 1,288件(平成20年12月か ら平成22年3月末の累計 値)を上回る1,633件の記 録回復を行いました。</p>	<p>一定の条件 を満たす場 合には年金 事務所段階 での記録回 復を進めま す。</p>
<p>年度ごとの目標値</p>		—	<p>一定の条件を満たす場合 には年金事務所段階での 記録回復を進めます。</p>	
	基準値	実績値		目標値
	一年度	21年度	22年度	23年度
<p>指標7 ねんきん定期便や「ねんきん ネット」による加入者情報の提 供の状況</p>	—	<p>日本年金機構において、 「ねんきん定期便」の実施 や、自分の年金記録を常 に確認可能とする仕組み の構築を進めるに当たっ て、連携を図りながら、必 要な指導等を行いました。</p>	<p>「ねんきん定期便」の送付 や「ねんきんネット」のサー ビスの開始に当たって、日 本年金機構と連携を図り ながら、必要な指導等 を行いました。 ねんきん定期便について は、すべての被保険者 の方に対して誕生月に送付 し、年金記録に関する情 報提供を行いました。(平 成22年4月から平成23年3 月末までに、6,610万人に 送付) 「ねんきんネット」につい ては、平成23年2月28日 からサービスを開始し、被 保険者や受給者の方がい つでもご自身の年金加入 記録をインターネットで確 認することができるよう になりました。</p>	<p>ねんきん定 期便を送付 するほか、 「ねんきん ネット」の充 実を図りま す。</p>
<p>年度ごとの目標値</p>		—	<p>ねんきん定期便を実施す るほか、自分の年金記録 を常に確認可能とする仕 組みを構築します。</p>	

測定指標	指標8 厚生年金基金記録との突合せの状況	基準値	実績値		目標値
		〇年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	日本年金機構に対して、第2次審査の取扱いを通知し、第2次審査を開始するとともに、日本年金機構において、第1次審査及び第2次審査を行うに当たって、厚生年金基金等とも連携を図りながら、必要な指導等を行いました。	厚生年金基金等との連携を図りながら、第1次審査及び第2次審査を進めます。
	年度ごとの目標値	/	—	—	/
	指標9 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止の状況	基準値	実績値		目標値
		一年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	日本年金機構において、基礎年金番号の重複付番の解消に向けて、年3回(6月、10月、2月)機械的に氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出するに当たって、連携を図りながら、必要な指導等を行いました。	・定期的に、氏名、性別、生年月日及び住所の4項目が一致する者を抽出し、確認のうえ重複付番を解消します。 ・重複付番の新規発生防止及び既発生分の解消のためのシステム開発等の準備作業を進めます。
	年度ごとの目標値	/	—	—	/
	指標10 国民年金の適用の状況	基準値	実績値		目標値
		一年度	21年度	22年度	23年度
—		20歳到達者について、日本年金機構が職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	20歳到達者について、日本年金機構が職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳到達者全員(平成22年度は121万人)について、加入手続(完全適用)を行いました。	20歳到達者について職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進します。	
年度ごとの目標値	/	—	20歳到達者について職権による適用事務を実施するなど、国民年金の適用を促進します。	/	

	基準値	実績値		目標値
	一年度	21年度	22年度	23年度
指標11 厚生年金保険等の適用の状況	—	重点的加入指導等について、日本年金機構が一定の未適用事業所に対して呼出や訪問による指導を実施するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	重点的加入指導等について、日本年金機構が一定の未適用事業所に対して呼出や訪問による指導を実施するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。重点的加入指導等による適用促進対策を講じた結果、適用に至った事業所数は、平成22年度においては4,808事業所となっており、平成21年度の2,567事業所を2,241事業所上回る実績となっております。	重点的加入指導等について、できるだけ早い時期に平成18年度の実績水準の回復を目指します。
年度ごとの目標値	/	—	重点的加入指導等について、できるだけ早い時期に平成18年度の実績水準(10,883事業所)の回復を目指します。	/
	基準値	実績値		目標値
	一年度	21年度	22年度	23年度
指標12 国民年金の納付率の状況	—	日本年金機構が国民年金保険料の未納期間を有する者に対する納付督促等を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成21年度における国民年金の現年度納付率は60%となっております。	日本年金機構が国民年金保険料の未納期間を有する者に対する納付督促等を行うに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成22年度における国民年金の現年度納付率は、59.3%となっております。	低下傾向に歯止めをかけ、回復させます。
年度ごとの目標値	/	—	低下傾向に歯止めをかけ、回復させます。	/
	基準値	実績値		目標値
	一年度	21年度	22年度	23年度
指標13 厚生年金保険等の徴収の状況	—	日本年金機構が各事業所に対する口座振替による保険料納付を促進するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成21年度における口座振替実施率(厚生年金保険)は、81.2%となっております。	日本年金機構が各事業所に対する口座振替による保険料納付を促進するに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成22年度における口座振替実施率(厚生年金保険)は、81.6%となっております。	厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保します。
年度ごとの目標値	/	—	厚生年金保険等の保険料収納に係る口座振替実施率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保します。	/

	基準値	実績値		目標値
	一年度	21年度	22年度	23年度
指標14 年金給付事務の所要日数の目標(サービススタンダード)の達成の状況	—	日本年金機構が、年金請求書を受け付けてから、迅速な年金額の決定や支払に取り組むに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	日本年金機構が、年金請求書を受け付けてから、迅速な年金額の決定や支払に取り組むに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。最も代表的な給付である老齢厚生年金(加入状況の再確認を要するもの)に関する平成22年度における達成率は、89.5%であるが、障害厚生年金については、担当職員を増員し審査体制の強化に努めて未処理件数を大幅に減少させたものの、達成率が7.7%となっております。	毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定したサービススタンダードについて、最終年度において当該達成率を90%以上とします。
年度ごとの目標値			毎年度の達成率が前年度の当該率と同等以上の水準を確保するとともに、設定したサービススタンダードについて、最終年度において当該達成率を90%以上とします。	
	基準値	実績値		目標値
	一年度	21年度	22年度	23年度
指標15 年金相談の実施状況	—	日本年金機構が待ち時間短縮のための取組を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	日本年金機構が待ち時間短縮のための取組を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。1か月の待ち時間の平均が1時間以上となった年金事務所数は、平成22年度においては1か月平均4か所と昨年度の46か所から大幅に減少した。また、30分以上1時間未満の年金事務所数は、1か月平均43か所となっております。(特に、平成23年1月から3月は1か月平均42か所と、昨年度の同時期における平均103か所から大幅な減少が図られた。)	待ち時間短縮のための取組を進めます。
年度ごとの目標値		—	待ち時間短縮のための取組を進めます。	

		基準値	実績値		目標値
		一年度	21年度	22年度	23年度
		<p>指標16 お客様の声を反映したサービス改善策の実施の状況</p>	—	各年金事務所に「ご意見箱」を設置するなど、日本年金機構が具体的なサービス改善の取組を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。	各年金事務所に「ご意見箱」を設置するなど、日本年金機構が具体的なサービス改善の取組を進めるに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成22年6月と12月に年金事務所サービスコンテスト(機構のサービス向上を図ることを目的として、全国の年金事務所長から年金事務所におけるお客様サービスや年金相談の工夫などについて実践例を募り、その取組内容を評価するもの)を実施し、優秀な取組事例を全国に周知するとともに、同事例をモデル事業を通じて実施しました。
年度ごとの目標値		—	各年金事務所に「ご意見箱」を設置するなど、具体的なサービス改善の取組を進めます。		
		基準値	実績値		目標値
		一年度	21年度	22年度	23年度
		<p>指標17 社会保険関係の主要手続に係るオンライン利用率</p>	—	日本年金機構が電子申請等による届出の普及促進を図るに当たって、連携を図るとともに、必要な指導等を行いました。平成22年度における「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」等の主要9手続に関する電子申請利用率(磁気媒体申請を含む)は、60.6%となっております。	平成23年度末においてオンライン利用率65%を目指します。
年度ごとの目標値		—	平成23年度末においてオンライン利用率65%を目指します。		

参考資料の情報	(参考) ○平成22年度計画 http://www.nenkin.go.jp/disclosure/keikaku.html
	○平成22年度業務実績報告書 http://www.nenkin.go.jp/disclosure/gyomu.html

担当部局名	年金局	作成責任者名	事業企画課長 藤原 禎一	報告書作成日	
-------	-----	--------	--------------	--------	--

(注)指標10～17(15、16を除く)については、事業管理課長 中村 博治

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-6-3))

施策目標名	企業年金等の健全な育成を図る(施策中目標IV-6-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)企業年金制度等の健全な育成を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金)は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度です。少子高齢化が進展する現在の状況においては、国民の自主的な努力を国として支援することも非常に重要であり、国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金等の役割は、今後益々増していくものと考えています。このため、日頃から関係者と意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度の健全な育成を図っていく必要があります。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)企業年金等健全育成費 ※平成22年度までは(項)企業年金等普及促進費の一部 本施策に関連し、「退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止」を行っています。(～平成26年3月末まで)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	—	27,192	30,874	24,942	21,806	—
		補正予算(b)	—	0	0	0		
		繰越し等(c)	—	0	0	0		
		合計(a+b+c)	—	27,192	30,874	24,942	21,806	—
	執行額(千円、d)	—	19,564	14,157	14,615			
執行率(%、d/(a+b+c))	—	71.9%	45.9%	58.6%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	—	—		—				

測定指標	指標1 企業年金等の加入者数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	1,248万人	1,329万人	1,419万人	1,517万人	—	1,785万人
	年度ごとの目標値		—	—	—	1,539万人	1,667万人	
	指標2 制度改善に係る企画立案状況	基準値	実績値					目標値
		—	21年度		22年度		23年度	
		—	年金確保支援法案の提出		退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限延長(平成23年度税制改正)		必要な制度改正	
	年度ごとの目標値		必要な制度改正		必要な制度改正			
	【参考】指標3	実績値						
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—
確定給付企業年金の加入者数		430万人	506万人	570万人	647万人	727万人	—	
確定拠出年金の加入者数		227万人	280万人	321万人	352万人	384万人	—	
厚生年金基金の加入員数		522万人	478万人	466万人	460万人	451万人	—	
国民年金基金の加入員数		69万人	65万人	61万人	58万人	—	—	
確定給付企業年金の規約件数		1,940件	3,099件	5,008件	7,405件	10,067件	—	
企業型確定拠出年金の規約件数	1,866件	2,710件	3,043件	3,301件	3,705件	—		

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL:http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p> <p>企業年金等の制度概要 URL:http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kigyounenkin.html</p> <p>「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(年金確保支援法案)」(国会提出中)の案文等 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/174.html</p> <p>退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限延長(平成23年度税制改正大綱) URL: http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/2010/_icsFiles/afiedfile/2010/12/20/221216taikou.pdf</p> <p>確定拠出年金の加入者数及び規約数 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kyoshutsu/sekou.html</p> <p>厚生年金基金、確定給付企業年金の加入者数(信託協会・生保協会・JA共済連のHP) URL:http://www.ja-kyosai.or.jp/about/press_nendo/2011/20110525/files/20110525.pdf</p> <p>国民年金基金の加入員数 URL:http://www.npfa.or.jp/jigyo/index.html</p>
----------------	---

担当部局名	年金局	作成責任者名	企業年金国民年金 基金課長 渡辺 由美子	報告書作成日	平成23年7月
-------	-----	--------	----------------------------	--------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-6-4))

施策目標名	企業年金等の適正な運営を図る(施策中目標IV-6-4)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)企業年金制度等の適正な運営を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>【企業年金等の未請求者対策】 企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金)は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあわせて高齢期における所得確保を図るための制度です。 事業主や従業員の自主的な努力に基づき、老後の所得確保を図る企業年金等については、給付が確実かつ適切に行われることが非常に重要です。 しかしながら、年金支給開始年齢に達する前に企業を退職し、厚生年金基金等を脱退した方が、当該年齢までの間に転居されたため住所を把握できなくなり、年金裁定請求書を送付することができない等の理由により、年金の受給要件を満たしているにもかかわらず給付の申請を行っていない方(未請求者)が多数存在している状況です。 各企業年金等において未請求者の解消に向けた様々な取組を行っているところですが、厚生労働省としても、企業年金等において、確実に年金給付が行われ、適正な運営が行われるよう、引き続き環境整備、必要な指導を行っていく必要があります。</p> <p>【国民年金基金における給付費負担金】 国民年金基金は、国民年金の付加年金相当分をその給付の中に含んでいるため、付加年金と同様に給付の一部(4分の1)を法令に基づき国が負担しています。</p>							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)企業年金等適正運営費 ※平成22年度までは(項)企業年金等普及促進費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	—	2,459,937	2,579,054	1,505,821	1,407,515	—
		補正予算(b)	—	0	0	0	0	—
		繰越し等(c)	—	0	0	0	0	—
		合計(a+b+c)	—	2,459,937	2,579,054	1,505,821	1,407,515	—
	執行額(千円、d)		—	2,440,935	2,550,729	1,446,666	—	—
執行率(%、d/(a+b+c))		—	99.2%	98.9%	96.1%	—	—	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	—	—		—				

測定指標	指標1 受給権者に占める未請求者の割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	毎年度
		—	20.8%	21.9%	19.4%	17.5%	—	前年度以下
	年度ごとの目標値		—	20.8%	21.9%	19.4%	17.5%	—
	【参考】指標2	実績値						
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—
		企業年金連合会における未請求者数	124.1万人	147.1万人	143.3万人	144.8万人	—	—
		厚生年金基金における未請求者数	13.7万人	14.4万人	14.6万人	14.3万人	—	—
		国民年金基金連合会における未請求者数	2,822人	3,062人	2,354人	1,966人	—	—
	国民年金基金における未請求者数	5,318人	4,878人	5,317人	4,835人	—	—	

<p>参考資料の情報</p>	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL:http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 企業年金等の制度概要 URL:http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kigyounenkin.html 企業年金連合会における未請求者数(平成22年9月30日公表)(企業年金連合会HP) URL: http://www.pfa.or.jp/gaiyo/hokoku/files/press_20100930.pdf 厚生年金基金における未請求者数(平成21年9月1日公表) URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000z9ha-img/2r9852000000z9ir.pdf 国民年金基金・国民年金基金連合会の未請求者数(平成22年12月15日公表)(国民年金基金・国民年金基金連合会HP) URL:http://www.npfa.or.jp/shiryu2010.pdf</p>
-----------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>年金局</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>企業年金国民年金 基金課長 渡辺 由美子</p>	<p>報告書作成日</p>	<p>平成23年7月</p>
--------------	------------	---------------	-------------------------------------	---------------	----------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-7-1))

施策目標名	障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する。(施策中目標 IV-7-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること (施策小目標2)障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援する。 根拠法令：障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)							
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)社会福祉施設整備費 (目)社会福祉施設等施設整備費補助金 (項)障害保健福祉費 (目)障害程度区分認定等事業費補助金 (項)障害保健福祉費 (目)障害者自立支援給付費負担金							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	474,883,324	524,983,191	539,475,870	600,458,906	663,461,285	
		補正予算(b)	5,053,340	△ 18,981,590	0	0	0	
		繰越し等(c)	12,524,670	4,005,181	4,713,411	2,593,793	3,575,269	
		合計(a+b+c)	492,461,334	510,006,782	544,189,281	603,052,699	667,036,554	
	執行額(千円、d)	426,644,770	466,252,117	532,568,696	594,882,690			
執行率(%、d/(a+b+c))	86.6%	91.4%	97.9%	98.6%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	①福祉施設入所者の地域生活への移行者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	0.9万人	1.4万人	1.9万人	2.4万人	2.1万人以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	②一般就労への年間移行者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	3.1千人	3.4千人	集計中	集計中	1万人以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	③グループホーム・ケアホームの月間の利用者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	3.7万人	4.2万人	4.8万人	5.6万人	6.3万人	8.3万人
	年度ごとの目標値		-	4.5万人	5.3万人	5.9万人	6.8万人	
	④就労継続支援B型等の平均工賃月額	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	12,222円	12,600円	12,587円	12,695円	集計中	H18年度の2倍以上
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	⑤就労移行支援の利用者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	6.2万人日分	19.1万人日分	29.8万人日分	36.5万人日分	集計中	60.5万人日分以上
	年度ごとの目標値		-	29.2万人日分	41.5万人日分	39.8万人日分	47.4万人日分	
	⑥就労継続支援の利用者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	19.4万人日分	60.9万人日分	103.1万人日分	159万人日分	集計中	267.1万人日分以上
	年度ごとの目標値		-	83.1万人日分	137.7万人日分	152.7万人日分	193.9万人日分	

参考資料の情報

担当部局名

障害保健福祉部

作成責任者名

中島 誠 企画課長

報告書作成日

平成23年6月30日

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-8-1))

施策目標名	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行う(施策中目標IV-8-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと (施策小目標2)戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	昭和27年より、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づき、公務死亡又は傷病を負った軍人、軍属及び準軍属に対して、障害年金(一時金を含む)並びにその遺族に対する遺族年金(一時金を含む)、遺族給与金又は弔慰金の支給を行っているほか、昭和38年より、各種特別給付金支給法及び特別弔慰金支給法に基づき、戦没者等の遺族等に対して国として特別の慰藉、弔慰のための支給を行っています。 昭和館は、戦没者遺児を始めとする戦没者遺族が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料及び歴史的情報を収集し、保存することにより、後世代にその労苦を知る機会を提供することを目的として平成11年3月に開設された施設です。 しょうけい館は、戦傷病者が戦地で体験した労苦並びに戦傷病者及びその妻が体験した戦中・戦後の労苦を後世代に伝えることを目的として平成18年3月に開設された施設です。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)遺族及留守家族等援護費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	45,958,325	42,275,443	37,292,538	32,991,682	28,754,086	—
		補正予算(b)	-15653	-11794	-7826	-7065	0	
		繰越し等(c)	62204	-121920	3711	89672	77333	
		合計(a+b+c)	46,004,876	42,141,729	37,288,423	33,074,289	28,831,419	
	執行額(千円、d)	42,837,676	40,082,282	35,511,894	31,266,841			
執行率(%、d/(a+b+c))	93%	95%	95%	95%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
測定指標	指標1 援護年金及び弔慰金について、全受理件数のうち、請求を受理した後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合 (社会・援護局援護課調べ)	基準値	実績値				目標値	
		-	-	69.5%	69.9%	77.9%	88.2%(※)	前年度以上
	年度ごとの目標値		-	-	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標2 昭和館の入館者数(人) (昭和館調べ)	基準値	実績値				目標値	
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	272,215	315,724	279,151	266,579	265,092	前年度以上
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
指標3 しょうけい館の入館者数(人) (しょうけい館調べ)	基準値	実績値				目標値		
	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	-	101,599	103,312	136,714	114,514	133,556	前年度以上	
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		
参考資料の情報	<p>(※)当該指標は、評価対象年度に受理したもののうち、受理後6ヶ月以内に裁定を行った件数の割合としており、平成22年度の数値については、平成22年度に受け付けた請求のうち、評価可能なもの(平成22年12月までに受付を行ったもの)により算出しています。年度を通しての数値については、平成23年10月を目途に取りまとめ予定です。</p> <p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html 「戦傷病者及び戦没者遺族への援護」について URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/seido03/ 昭和館HP URL: http://www.showakan.go.jp/ しょうけい館HP URL: http://www.shokeikan.go.jp/</p>							

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	援護課長 峯村芳樹	報告書作成日	平成23年7月
-------	--------	--------	-----------	--------	---------

※施策小目標2については、援護企画課長 黒川弘樹

	【参考】遺骨帰還事業の実施数 (回)	実績値						
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—
		—	26	27	23	44	51	—
	【参考】慰霊巡拝参加遺族数(人)	実績値						
—		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—	
—		345	366	352	327	441	—	

参考資料の情報	戦没者慰霊事業の実施 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/seido01/ 硫黄島からの遺骨帰還のための特命チーム URL: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ioutou/ 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/459a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/460a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/461a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/462a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/463a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/464a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/465a.pdf
---------	---

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	援護企画課外事室長 梅原一豊	報告書作成日	平成23年7月
-------	--------	--------	-------------------	--------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-8-3))

施策目標名	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援する(施策中目標IV-8-3)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	中国残留邦人等の永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立援護を行います。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)中国残留邦人等支援事業費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,790,802	1,960,609	1,965,498	2,088,384	1,870,836	-
		補正予算(b)	25,368,406	0	183,819	0	0	
		繰越し等(c)	0	6,052,447	0	-195,108	195,108	
		合計(a+b+c)	27,159,208	8,013,056	2,149,317	1,893,276	2,065,944	
	執行額(千円、d)	20,973,864	7,715,251	2,020,676	1,699,360			
執行率(%、d/(a+b+c))	77%	96%	94%	90%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	地域生活支援事業の自治体の実施率(実施自治体数/中国残留邦人等が居住する自治体数)(%) (社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べ)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	-	81.5	92.5	集計中	前年度以上
		年度ごとの目標値	-	-	-	前年度以上	前年度以上	-
	支援給付実地監査実施割合(支援給付実地監査実施対象自治体数)(%) (社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べ)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	-	-	18.5	31	25
		年度ごとの目標値	-	-	-	25%	25%	-
	支援・相談員等の配置割合(配置自治体数/支援給付を受給する中国残留邦人等が居住する自治体数)(%) (社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室調べ)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		-	-	-	90.8	94.9	集計中	前年度以上
		年度ごとの目標値	-	-	-	前年度以上	前年度以上	-
	【参考】中国残留邦人等の帰国世帯数(世帯)	実績値						
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
【参考】自立指導員の派遣回数(回)	実績値							
	-	4,847	7,063	3,646	3,178	集計中	-	
【参考】中国帰国者自立研修センター通所者数(人)	実績値							
	-	863	408	354	131	集計中	-	
【参考】中国帰国者支援・交流センターにおける日本語教室の受講者数(人)	実績値							
	-	4,955	19,219	28,609	29,306	集計中	-	

参考資料の情報	関連法令 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) (右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 中国残留邦人等への援護 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/seido02/ 中国残留邦人等実態調査 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/101029-01.html 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/421a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/466a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/467a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/468a.pdf http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/469a.pdf						
---------	---	--	--	--	--	--	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	援護企画課 中国孤児等対策室長 井上秀美	報告書作成日	平成23年7月
-------	--------	--------	----------------------------	--------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-8-4))

施策目標名	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達する(施策中目標IV-8-4)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること (施策小目標2)旧陸海軍に関する恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)及び関連規程に基づき、旧陸海軍から引き継いだ人事関係資料を適切に整備保管するものです。 恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号)により、恩給を請求する者は厚生労働省を経由して総務省人事・恩給局に恩給請求関係書類を提出することとされており、請求書類の経由庁として迅速かつ適切に処理を行うものです。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)恩給進達等実施費:恩給推達及び人事資料の保管等に必要な経費(全部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	245,292	247,276	290,201	360,127	306,478	—
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	245,292	247,276	290,201	360,127	306,478	
	執行額(千円、d)	216,281	233,084	286,236	350,115			
執行率(%, d/(a+b+c))	88%	94%	99%	97%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 旧陸海軍に関する人事関係資料のうち海軍履歴原表等約750万件のうちデータベース化したものの割合(%) (社会・援護局業務課調べ)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	10.3	21.4	32.2	50.3	70.0	100
		年度ごとの目標値	—	—	—	50	70	—
	指標2 ロシア政府関係機関より入手した旧ソ連抑留者登録カード約70万枚のうちデータベース化したものの割合(%) (社会・援護局業務課調べ)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	—	—	50.0	100.0	100
		年度ごとの目標値	—	—	—	50	100	—
	指標3 恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合(%) (社会・援護局業務課調べ)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	67.0	80.0	100.0	100.0	100.0	100
		年度ごとの目標値	—	100	100	100	100	—
	指標4 旧陸海軍軍人軍属に係る資料の調査及び履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内に処理した割合(%) (社会・援護局業務課調べ)	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	—	99.5	100.0	100.0	前年度以上
		年度ごとの目標値	—	—	—	前年度以上	前年度以上	—

参考資料の情報	公文書等の管理に関する法律 URL: http://law.e-gov.go.jp/announce/H21HO066.html 恩給給与細則 URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S28/S28F03101000067.html 人事関係等資料整備事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/472a.pdf 旧軍人遺族等恩給進達事務事業 URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/474a.pdf						
---------	--	--	--	--	--	--	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	業務課長 齋藤恭一	報告書作成日	平成23年7月
-------	--------	--------	-----------	--------	---------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(IV-9-1))

施策目標名	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図る(施策中目標IV-9-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)質の高い福祉サービスを提供する為の基盤を整備すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	人口減少社会を迎え、将来的な労働力人口の減少が見込まれる一方、介護が必要となる高齢者の増加が見込まれています。そのため、質の高い介護人材を安定的に確保することが重要な課題となっています。 このような観点から、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進し、その定着を図るため、就学資金貸付事業を実施しています。この事業は、社会福祉士及び介護福祉士養成施設等の学生に対し、在学期間中、修学資金の貸付を行い、卒業後に5年間介護等の業務に従事すれば返還を免除するもので、都道府県が実施主体となっています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)地域福祉推進費(一部) (大事項)地域社会におけるセーフティネット機能の整備等に必要な経費 (目)セーフティネット支援対策等事業費補助金							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円) ※金額はすべて内数	当初予算(a)	18,000,000	19,500,000	21,000,000	24,000,000	20,000,000	
		補正予算(b)	0	31,300,000	111,353,880	0	25,676,553	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	18,000,000	50,800,000	132,353,880	24,000,000	45,676,553	
	執行額(千円、d)	16,042,000	49,505,000	131,519,000	23,195,278			
執行率(%、d/(a+b+c))	89.1%	97.5%	99.4%	96.6%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				

測定指標	指標1 介護福祉士就業者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
			357,909	414,149	476,246	536,574	集計中	前年度以上
	年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標2 社会福祉士就業者数	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		20,481	22,534	24,308	24,224	集計中	前年度以上	
年度ごとの目標値		前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上		

参考資料の情報	<p>関連法令(下記検索サイトから検索できます)</p> <p>(通知)介護福祉士等修学資金の貸付けについて(平成5年5月31日厚生省社援発164号)</p> <p>(通知)介護福祉士等修学資金貸付制度の運営について(平成5年5月31日社援施第69号)</p> <p>URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</p>
---------	--

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	福祉基盤課長 定塚 由美子	報告書作成日	平成23年6月27日
-------	--------	--------	---------------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅳ-9-2))

施策目標名	災害時の被災者等に対し適切な支援を実施する(施策中目標Ⅳ-9-2)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)災害に際し応急的な支援を実施すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	災害救助法(昭和22年法律第118号)により、国は災害に対して、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることとされています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)災害救助法等に必要な経費(一部) 「災害救助法」に基づき、都道府県が支弁する応急救助費の一部負担							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	201,500	201,500	201,500	201,500	201,500	
		補正予算(b)	8,264,296	109,987	242,934	0	50,329,752	
		繰越し等(c)	0	0	0	30,200,010	362,584,031	
	合計(a+b+c)	8,465,796	311,487	444,434	30,401,510	413,115,283		
	執行額(千円、d)	6,981,866	292,470	407,494	30,401,509			
執行率(%、d/(a+b+c))	82.47%	93.89%	91.69%	100.00%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)			年月日		関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 災害が発生又は発生するおそれが生じ、災害救助法が適用された場合における避難所の設置状況	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	年度ごとの目標値	-	-	-	100	100	100	100
		-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%	-
	指標2 被害が発生してから避難所が設置されるまでの時間	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	集計中	-	

参考資料の情報	関連法令：災害救助法(昭和22年法律第118号) http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=horei&DMODE=CONTENT&S&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1573
---------	---

担当部局名	社会・援護局総務課 災害救助・救援対策室	作成責任者名	社会・援護局総務課 災害救助・救援対策室長 中井川 誠	報告書作成日	平成23年7月14日
-------	-------------------------	--------	-----------------------------------	--------	------------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(V-2-1))

施策目標名	労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること(施策中目標V-2-1)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)未手続事業の解消を図ること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	事業主が、労働保険(労災保険及び雇用保険の総称)の手続を行わないことは、労働者が迅速な保険給付を受けられない等の不利益を被るおそれがあり、労働者のセーフティネットの確保の観点から、これを解消する必要がある。 そのため、労働保険の適正な適用及び労働保険料等の適正な徴収を図るため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(44年法律第84号)に基づき、労働保険の適用対象事業場(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される)の適正把握、労働保険の未手続事業場に対する適用促進を実施し、労働保険料等の適正徴収を図る。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)業務取扱費:労働保険適用徴収業務に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,503,541	1,476,597	1,386,344	1,227,025	1,446,774	精査中
		補正予算(b)	—	—	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	—	—	
		合計(a+b+c)	1,503,541	1,476,597	1,386,344	1,227,025	1,446,774	
	執行額(千円、d)	—	—	—	—	—		
執行率(%、d/(a+b+c))	—	—	—	—	—			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	—	—		—				

測定指標	指標1 労働保険料収納率	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	97.92	97.64	97.56	96.99	97.47 (4月末暫定値)	前年度以上
	年度ごとの目標値	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	
	指標2 未手続事業一掃対策により労働保険に加入した事業場数	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
—		41,383	41,463	37,297	44,022	29,486 (暫定値)	前年度以上	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	前年度以上		

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S44/S44H0084.html 労働保険適用徴収状況等の概況 URL: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/roudouhoken.html 省内事業仕分け URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/ 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html</p>
---------	---

担当部局名	労働基準局労災補償部	作成責任者名	労働保険徴収課長 美濃芳郎	報告書作成日	
-------	------------	--------	---------------	--------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅵ-3-1))

施策目標名	国際機関の活動へ参加・協力し、国際社会に貢献する(施策中目標Ⅵ-3-1)																																																		
施策の概要	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。</p> <p>(施策小目標1) 国際労働機関が行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための事業等に対して協力すること</p> <p>(施策小目標2) 世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること</p> <p>(施策小目標3) 経済協力開発機構が行う研究・分析事業に対して協力すること</p>																																																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>【アジア太平洋地域技能就業能力計画】 アジア太平洋地域技能就業能力計画に対して、拠出金の拠出を行うことにより、本計画の設立目的である「アジア太平洋地域における職業訓練に関する専門的知識、経験、資材・施設等を相互に活用した職業訓練分野での技術協力を推進することによって、これら諸国の職業訓練及び技能の水準の向上、雇用の拡大ひいては経済・社会開発を促進すること」を達成します。(厚生労働省設置法第4条第109号)</p> <p>【世界保健機関等拠出金事業】 世界保健機関(WHO)や国際合同エイズ計画(UNAIDS)を通じ、感染症対策やエイズ対策などの国際保健分野における諸課題への取組を強化することを目的としています。(世界保健機関憲章第57条(WHO)、国際連合経済社会理事会決議1994/24第12条(UNAIDS))</p> <p>【経済協力開発機構拠出金事業】 経済協力開発機構による世界経済の主要国の雇用労働・社会問題・保健医療分野の様々な課題に関する多角的・総合的な研究・分析を通じて、日本の雇用労働・社会保障政策等の改善を図ることを目的としています。(OECD予算規則第20条第1項)</p>																																																		
予算書との関係 ・関連税制	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。</p> <p>(項) 国際機関活動推進費: 経済協力に係る国際分担金等の支払に必要な経費(全部) 国際分担金等の支払に必要な経費(一部)</p>																																																		
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">予算の 状況 (千円)</td> <td style="text-align: center;">当初予算(a)</td> <td style="text-align: right;">1,699,240</td> <td style="text-align: right;">1,819,999</td> <td style="text-align: right;">2,016,885</td> <td style="text-align: right;">1,567,358</td> <td style="text-align: right;">1,777,840</td> <td style="text-align: center;">精査中</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補正予算(b)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">繰越し等(c)</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計(a+b+c)</td> <td style="text-align: right;">1,699,240</td> <td style="text-align: right;">1,819,999</td> <td style="text-align: right;">2,016,885</td> <td style="text-align: right;">1,567,358</td> <td style="text-align: right;">1,777,840</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">執行額(千円、d)</td> <td style="text-align: right;">1,699,239</td> <td style="text-align: right;">1,672,568</td> <td style="text-align: right;">2,016,885</td> <td style="text-align: right;">1,567,358</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">92%</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,699,240	1,819,999	2,016,885	1,567,358	1,777,840	精査中	補正予算(b)	0	0	0	0	0	—	繰越し等(c)	0	0	0	0	0	—	合計(a+b+c)	1,699,240	1,819,999	2,016,885	1,567,358	1,777,840	—	執行額(千円、d)		1,699,239	1,672,568	2,016,885	1,567,358	—	—	執行率(%、d/(a+b+c))		100%	92%	100%	100%	—	—	—	—	—	—	—	—
		予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1,699,240	1,819,999	2,016,885	1,567,358	1,777,840	精査中																																										
			補正予算(b)	0	0	0	0	0	—																																										
			繰越し等(c)	0	0	0	0	0	—																																										
	合計(a+b+c)		1,699,240	1,819,999	2,016,885	1,567,358	1,777,840	—																																											
執行額(千円、d)		1,699,239	1,672,568	2,016,885	1,567,358	—	—																																												
執行率(%、d/(a+b+c))		100%	92%	100%	100%	—	—																																												
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)																																															
—	—	—		—																																															

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	85%	100%	88%	100%	集計中	80%
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	指標2	基準値	実績値					目標値
	主な流行性疾患への備えと対応のために、国家準備計画と標準的作業手順が設置された国の数	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	—	—	139カ国	141カ国	165カ国
	年度ごとの目標値	—	—	—	135カ国	—	—	
	指標3	基準値	実績値					目標値
	国連共同エイズ計画(UNAIDS)による支援を受け、エイズ治療とケアサービスを拡大した国の数	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
—		—	—	—	71カ国	78カ国	—	
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		
指標4	基準値	実績値					目標値	
OECD事業実施報告における厚生労働省が拠出した事業の質に対する各国評価平均	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	—	3.59	4.00	4.02	平成23年実施予定	平成23年実施予定	3.00	
年度ごとの目標値	—	3.00	3.00	3.00	3.00	3.00		

参考資料の情報	○指標1について ・アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)ワークショップの参加者の所属機関(各国能力開発行政機関)による評価結果(ワークショップで得られた知識・スキルを新しい制度の導入、既存の制度の運営等に活用できたか) ・関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/558a.pdf
	○指標2について ・WHOの2008-2009計画予算及び性能評価報告書等 ・関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/552a.pdf
	○指標3について ・UNAIDS活動モニタリング報告書2010 ・関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/552a.pdf
	○指標4について、 ・OECD事業実施報告(PIR, Programme Implementation Reporting) OECD加盟国がOECDの事業の「質」(Quality)を1～5の5段階で評価した調査報告。2年おきに実施され、平成21年及び平成22年分は、平成23年に実施する予定。 ・OECDの事業年(暦年)と当省予算年度の関係: OECDの事業に対しては、その前年度の当省予算から拠出(OECDの平成22年(暦年)事業については、当省平成21年度予算から拠出)。 ・関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/554a.pdf

担当部局名	大臣官房国際課	作成責任者名	国際課長 麻田千穂子	報告書作成日	平成23年6月30日
-------	---------	--------	------------	--------	------------

(注)「アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILL-AP)」については、職業能力開発局海外協力課長 福澤 義行

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅵ-3-2))

施策目標名	二国間等の国際協力を推進する(施策中目標Ⅵ-3-2)						
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】</p> <p>○諸外国の保健及び社会福祉の充実については、政府開発援助(ODA)大綱および国連ミレニアム開発目標(MDGs)でも主要目標の一つに取り上げられています。また、1996年に開催されたリヨンサミットにて日本が提唱した「世界福祉構想」を受け、東アジアを中心とする地域協力を推進すべく、1997年より2002年まで東アジア社会保障担当大臣閣僚会合を開催し、社会保障分野における協力関係を図ってきました。その実績を踏まえ、日本の経験を伝えることを通じて国際社会に貢献する観点から、特にASEAN地域に焦点を当て、社会福祉および保健医療の分野における緊密な関係を更に発展させ、また、当該分野での人材育成を強化するため、本事業を実施しています。</p> <p>○2004年から開催されている、ASEAN+3(日・中・韓)保健大臣会合及び社会福祉大臣会合を支える事業として位置付けられています。</p> <p>【技能実習制度推進事業】</p> <p>○研修生・技能実習生の保護の強化を図るため、改正された「出入国管理及び難民認定法」が平成22年7月1日から施行されています。これに伴って、技能実習制度推進事業を円滑かつ適正に実施することを目的として、平成22年1月に技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日厚生労働大臣公示)を改正しました。</p> <p>○技能実習制度推進事業運営基本方針に基づいて、推進事業実施機関からの報告及び外国人雇用状況の届出により、技能実習生の実態を把握するとともに、監理団体及び実習実施機関に対し、雇用管理の改善、労働条件及び安全・健康の確保等を図るため、必要な指導、支援等を行っています。</p>						
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)国際協力費:国際協力の推進に必要な経費(一部) (項)若年者等職業能力開発支援費:若年者等に対する職業能力開発の支援に必要な経費(一部)						
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	426,086	587,749	551,166	450,294	417,537	精査中
	補正予算(b)	0	-534	-635	-1,807	0	
	繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
	合計(a+b+c)	426,086	587,215	550,531	448,487	417,537	
	執行額(千円、d)	422,295	532,962	519,421	442,897		
執行率(%、d/(a+b+c))	99%	91%	94%	99%			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】第174回国会における内閣総理大臣所信表明演説(菅総理)	【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】平成22年6月11日		【ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業】急速な成長を続けるアジアの多くの地域における少子化・高齢化等の課題を解決するモデルを、世界に先駆けて提示することでアジア市場の新たな需要に応える旨を表明。			

測定指標	指標1 アンケート評価の平均値 ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	—	4.1/5点中	4.4/5点中	4.2/5点中	4.6/5点中	4.6/5点中
	年度ごとの目標値		—	—	4.1/5点中	4.4/5点中	4.2/5点中	
	指標2 技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合	基準値	実績値					目標値
		—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		—	93%	94%	91%	88%	92%	75%
年度ごとの目標値		95%	95%	95%	90%	90%		
【参考】指標3 技能実習生受入れ企業・団体に対する巡回指導件数(実績/達成水準)	実績値							
	—	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	—	
	—	6,318件/6,000件	8,139件/8,000件	11,170件/10,000件	10,953件/10,500件	11,504件/11,879件	—	

参考資料の情報	<p>○指標1について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府開発援助(ODA)大綱 URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou/pdfs/taiko.pdf ・国連ミレニアム開発目標(MDGs) URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html ・リヨンサミット(1996年6月27～29日開催) URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/lyon/index.html ・世界福祉構想 URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/04_hakusho/ODA2004/html/chu/hc02054.htm ・厚生労働分野における新成長戦略 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000077m9.html ・ハイレベル会合結果概要 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/asean/ ・関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/559a.pdf <p>○指標2について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入国管理及び難民認定法 URL: http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26SE319.html ・技能実習制度推進事業運営基本方針 URL: http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/kouji/K100416M0010.pdf ・関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/946a.pdf
---------	---

担当部局名	大臣官房国際課	作成責任者名	国際課長 麻田千穂子	報告書作成日	平成23年6月30日
-------	---------	--------	------------	--------	------------

(注)「技能実習制度推進事業」については、職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長 森戸 和美

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(VI-3-4))

<p>施策目標名</p>	<p>「国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営を確保すること」について(施策中目標 VI-3-4)</p>																																																								
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 国立医薬品食品衛生研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること (施策小目標2) 国立保健医療科学院の適正かつ効果的な運営を確保すること (施策小目標3) 国立社会保障・人口問題研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること (施策小目標4) 国立感染症研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること</p>																																																								
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>○ 国立試験研究機関は、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)により設置された、国立の研究機関です。</p> <p>(1) 国立医薬品食品衛生研究所 ○目的: 医薬品・医療機器、食品、食品添加物及び化学物質等について、品質・安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行い、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。 ○事業: 医薬品・医療機器分野、食品分野、安全性・生活関連・情報分野における、品質・有効性・安全性、健康被害の防止等の観点から研究・試験、検査及び評価、分析法の確立、情報提供等</p> <p>(2) 国立保健医療科学院 ○目的: 国及び地方公共団体等において保健医療、生活衛生及び社会福祉等の業務に関連する人に対し、専門的な教育を行い、保健医療等の向上及び改善を図ること。これらの調査及び研究を行うこと。 ○事業: 保健医療、生活衛生、社会福祉施策を運営するための専門技術等について業務に携わる自治体職員等に対する研修及びこれらに関わる各種政策課題への対応や改善の科学的根拠等を示すための研究等</p> <p>(3) 国立社会保障・人口問題研究所 ○目的: 人口研究、社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の間の関連について調査研究を行い、社会保障に関連する政策の立案、評価に資するとともに、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。 ○事業: 国の社会保障制度をはじめとする各種施策立案の基礎資料として、将来人口推計や社会保障給付費の推移等の公表及び人口・社会保障に関する研究を実施。</p> <p>(4) 国立感染症研究所 ○目的: 感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験検査研究を行い、研究成果等を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。</p>																																																								
<p>予算書との関係</p>	<p>本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 厚生労働本省試験研究所試験研究費 国立医薬品食品衛生研究所の試験研究に必要な経費(全部) 国立保健医療科学院の養成訓練及び試験研究に必要な経費(全部) 国立社会保障・人口問題研究所の試験研究に必要な経費(全部) 国立感染症研究所の試験研究に必要な経費(全部)</p>																																																								
<p>施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算の状況 (千円)</td> <td>当初予算(a)</td> <td rowspan="4">予算組替のため不明</td> <td>4,101,194</td> <td>4,147,582</td> <td>3,926,972</td> <td>3,634,322</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>451,945</td> <td>-24,676</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-2,139</td> <td>2,139</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(a+b+c)</td> <td>4,553,139</td> <td>4,122,906</td> <td>3,924,833</td> <td>3,636,461</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額(千円、d)</td> <td></td> <td>4,519,739</td> <td>4,097,599</td> <td>3,856,891</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行率(%、d/(a+b+c))</td> <td></td> <td>99.3%</td> <td>99.4%</td> <td>98.3%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	予算組替のため不明	4,101,194	4,147,582	3,926,972	3,634,322		補正予算(b)	451,945	-24,676	0	0		繰越し等(c)	0	0	-2,139	2,139		合計(a+b+c)	4,553,139	4,122,906	3,924,833	3,636,461		執行額(千円、d)			4,519,739	4,097,599	3,856,891			執行率(%、d/(a+b+c))			99.3%	99.4%	98.3%								
区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額																																																		
予算の状況 (千円)	当初予算(a)	予算組替のため不明	4,101,194	4,147,582	3,926,972	3,634,322																																																			
	補正予算(b)		451,945	-24,676	0	0																																																			
	繰越し等(c)		0	0	-2,139	2,139																																																			
	合計(a+b+c)		4,553,139	4,122,906	3,924,833	3,636,461																																																			
執行額(千円、d)			4,519,739	4,097,599	3,856,891																																																				
執行率(%、d/(a+b+c))			99.3%	99.4%	98.3%																																																				
<p>施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>	<p>年月日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>																																																						

測定指標	指標1 国立医薬品食品衛生研究所における研究課題評価(3年に1度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	基準値	実績値					目標値
		3年間	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		3点	—	—	3.9	—	—	—
		年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/
	指標2 国立保健医療科学院における研究課題評価(3年に1度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	基準値	実績値					目標値
		3年間	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		3点	—	3.4	—	未確定	—	—
		年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/
	指標3 国立社会保障・人口問題研究所における研究課題評価(3年に1度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	基準値	実績値					目標値
		3年間	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		3点	—	点数制を採択していなかったが、全体として肯定的な評価	—	4.0	—	—
		年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/
	指標4 国立感染症研究所における研究課題評価(3年に1度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	基準値	実績値					目標値
		3年間	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		3点	3.8	4.4	3.9	4.3	—	—
		年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/

参考資料の情報	関連法令(右記検索サイトから検索できます) URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 関連事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/rv3.html (580~632)
---------	--

担当部局名	大臣官房厚生科学課	作成責任者名	厚生科学課長 塚原 太郎	報告書作成日	
-------	-----------	--------	-----------------	--------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅵ-3-5))

施策目標名	厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること(施策中目標 Ⅵ-3-5)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1) 研究評価体制を整備すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	厚生労働科学研究では、厚生労働行政施策の適切妥当な科学的根拠の形成に資する幅広い研究を実施しているところである。近年は特に、健康安心の推進、健康安全の確保及び先端医療の実現に資する研究を推進しており、具体的な事例として、がんの革新的予防・診断・治療法の開発に関する研究や、生活習慣病対策、難病対策、肝炎対策等の推進に関する研究を実施しているところである。したがって、厚生労働省が実施する重要な施策の展開のため、厚生労働科学研究の適切かつ効率的な実施を確保することが必要となっている。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 厚生労働科学研究費：厚生労働科学研究に必要な経費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	49,830	53,118	46,262	44,893	53,502	-
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	-
		合計(a+b+c)	49,830	53,118	46,262	44,893	53,502	-
	執行額(千円、d)	47,191	44,038	40,171	40,424	-	-	
執行率(%、d/(a+b+c))	94.7%	82.9%	86.8%	90.0%	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	特になし。							

測定指標	指標1: 研究評価体制を整備すること(研究事業ごとに年1回以上/毎年度) ※研究評価委員会の開催件数	基準値	実績値					目標値
	年度ごとの目標値	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	-	62	64	78	72	63	研究事業ごとに年1回以上/毎年度	
		研究事業ごとに年1回以上評価委員会を開催						-

参考資料の情報	<p>○「第3期科学技術計画」(平成18年3月28日閣議決定)</p> <p>○「国の研究開発評価に関する大綱的指針」</p>
---------	---

担当部局名	大臣官房厚生科学課	作成責任者名	厚生科学課長 塚原太郎	報告書作成日
-------	-----------	--------	----------------	--------

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅵ-3-6))

施策目標名	電子政府実現に向けて基盤を整備する(施策中目標 Ⅵ-3-6)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)全体最適をめざした業務・システム最適化を推進すること							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定)において、各府省は「共通システムの見直し方針」(2004(平成16年)3月25日 行政情報システム関係課長連絡会議了承)(以下、「共通見直し方針」という。)に基づき、府省内ネットワークの最適化計画を策定し、見直しを進めることとされた。 当省においては、上記方針に基づき、「厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化計画(2005年(平成17年)5月27日厚生労働省行政情報化推進会議決定)を策定し、事業を推進しているところです。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)厚生労働本省共通費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	139,314	165,069	132,454	134,623	491,467	
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	139,314	165,069	132,454	134,623	491,467	
	執行額(千円、d)	118,125	153,339	116,154	83,303			
執行率(%、d/(a+b+c))	84.8%	92.9%	87.7%	61.9%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日			関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1 削減経費(ネットワークの統合) (単位:千円)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		-	-	-	-	-	-	909,700
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	指標2 削減経費(中核的LANシステムの更改) (単位:千円)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		-	22,800	22,800	22,800	▲ 206,805	▲ 283,349	22,800
		年度ごとの目標値		22,800	22,800	22,800	22,800	22,800
	指標3 削減業務処理時間 (単位:時間)	基準値	実績値					目標値
		-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	24年度
		-	2,250	2,250	2,250	2,250	2,250	2,250
		年度ごとの目標値		2,250	2,250	2,250	2,250	2,250

参考資料の情報	<p>関連法令(右記検索サイトから検索できます) ○「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定後、平成16年6月14日一部改定) http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai9/9siryou2.pdf(IT戦略本部ホームページ)</p>
---------	--

担当部局名	大臣官房統計情報部企画課情報企画室	作成責任者名	松原徳和室長	報告書作成日	
-------	-------------------	--------	--------	--------	--

モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(VI-3-7))

施策目標名	医療を始めとする社会保障分野の情報化を推進するとともに、社会保障・税に関わる番号制度の実現に向けた検討に参画する(施策中目標 VI-3-7)							
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)医療のIT化を推進すること (施策小目標2)医療を始めとする社会保障分野全体の情報化・標準化を推進するとともに、社会保障・税に関わる番号制度の実現に向けた検討に参画する。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<ul style="list-style-type: none"> ○IT新改革戦略(平成18年1月:IT戦略本部) ○デジタル新時代に向けた新たな戦略～三ヶ年緊急プラン～(平成21年4月:IT戦略本部) ○i-japan戦略2015(平成21年7月:IT戦略本部) ○重点計画2008(平成20年8月:IT戦略本部) ○医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン(平成19年3月:厚生労働省) ○「保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」(平成13年12月:厚生労働省) ○「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月:IT戦略本部) ○「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月:IT戦略本部) ○「社会保障・税に関わる番号制度 中間とりまとめ」(平成22年6月:社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会) ○「社会保障・税に関わる番号制度 中間整理」(平成22年12月:政府・与党社会保障改革検討本部) ○「社会保障・税に関わる番号制度 基本方針」(平成23年1月:政府・与党社会保障改革検討本部) ○「社会保障・税番号要綱」(平成23年4月:社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会) ○「社会保障・税番号要綱」(平成23年6月:政府・与党社会保障改革検討本部) 							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療情報化等推進費(一部)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の 状況 (千円) 「小目標 1」	当初予算(a)	369,443	274,326	274,190	700,100	337,106	
		補正予算(b)	0	381,207	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	-299,196	299,196	0	0	
		合計(a+b+c)	369,443	356,337	573,386	700,100	337,106	
	執行額(千円、d)		310,213	255,282	423,573	598,552		
	執行率(%、d/(a+b+c))		84	72	74	85		
	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の 状況 (千円) 「小目標 2」	当初予算(a)	-	-	-	-	331,227	
		補正予算(b)	-	-	-	-	0	
繰越し等(c)		-	-	-	-	0		
合計(a+b+c)		-	-	-	-	331,227		
執行額(千円、d)		-	-	-	-			
執行率(%、d/(a+b+c))		-	-	-	-			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
	統合系医療情報システム(オーダリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	31.7%	-	-	-
	【参考】指標2	実績値						
	統合系医療情報システム(オーダリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率 (一般病院400床以上)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-
		72.9%	-	-	82.4%	-	-	-
	【参考】指標3	実績値						
地域診療情報連携推進費補助実績数	-	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	-	
	-	6	9	13	5	24	-	

参考資料の情報	○医療施設調査(厚生労働省大臣官房統計情報部) http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020101.do?_toGL08020101_&tstatCode=000001030908
---------	--

担当部局名	医政局	作成責任者名	医療技術情報推進室長 福原康之	報告書作成日	
-------	-----	--------	--------------------	--------	--

(注) 施策小目標2については政策統括官付社会保障担当参事官室
情報連携基盤推進室長 須田俊孝